

参考資料 No. 3

「(3) 参考資料の在り方」関連資料

目安に関する小委員会における参考資料について

1. 令和3年度目安に関する小委員会提出資料

○例年提出している資料 ●委員からの要望等に応じて提出している資料 ◇諮問に係る資料

<第1回目目安に関する小委員会>

○主要統計資料

◇経済財政運営と改革の基本方針 2021（関係部分抜粋）

◇成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）

●新型コロナウイルス感染症関係資料

※令和2年度・令和3年度のみ。令和2年度は本審、令和3年度は第1回全員協議会において公益から要望があり、令和2年度は第2回目目安小委、令和3年度は第1回目目安小委において提出。

●目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料

※令和3年度のみ。例年は、第1回目目安小委における委員からの追加要望に応じ、第2回に提出。

●諸外国の最低賃金の状況・報告書

●最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理

※令和3年度のみ。第1回全員協議会において事務局から提案し、第1回目目安小委において提出。

<第2回目目安に関する小委員会>

○令和3年賃金改定状況調査結果

○生活保護と最低賃金

○地域別最低賃金額、未満率及び影響率

○賃金分布に関する資料（都道府県別）

○最新の経済指標の動向（内閣府 月例経済報告（令和3年6月）主要経済指標）

●委員からの追加要望資料

2. 今後の検討内容について

○「参考資料の在り方」について議論すべきものとしてご意見を頂いた事項は以下の通り。

- ・現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認
- ・新規のデータ取得が不可となった参考資料（例：年齢別有効求人倍率）の見直し
- ・賃金改定状況調査について

○ その他、労使委員から例年ご要望頂いている資料（例：初任給額、募集賃金、最低賃金の地域間格差、中小企業に係る資料など）を毎年提出する資料に位置づけるべきか。

委員からのご要望に応じて追加提出した資料（平成28年度～令和3年度目安に関する小委員会）

	要望	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
複数年に渡って要望いただいている資料	(備考)						
決定初任給（高校卒）の推移	主要統計資料として上昇額・率の推移を提出。「初任給の実額が把握できる資料を追加してほしい」とのご要望に応じ、第2回以降で提出。	○	○	○	○	○	
パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額	「パートタイム労働者の外部市場の募集賃金を把握できる資料を追加してほしい」とのご要望に応じ、第2回以降で提出。	○	○	○	○		
パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額		○	○	○	○		
地域別最低賃金の最高額と最低額及び格差の推移	主要統計資料として過去10年分の推移を提出。「時間額に統一した平成14年以降の推移が確認できる資料を追加してほしい」とのご要望に応じ、第2回以降で提出。	○	○	○	○		
地域別最低賃金と新規卒者の初任給との関係（高校卒）	使			○	○		
地域別最低賃金と賃金水準との関係（就業形態別）	主要統計資料として常用労働者（パートタイム労働者含む）のデータを提出。「パートタイム労働者の増加による構成員の影響を受けているため、就業形態（一般・パートタイム）別で出ししてほしい」という要望に応じ、第2回以降で提出。						○
春季上げ妥結状況	主要統計資料として最新の集計結果を提出。「最終集計を公表しているのでありバイスしてほしい」とのご要望に応じ、第2回以降で更新版を提出。	○	○	○	○	○	
中小企業関連データ	※	○	○	○	○	○	○
新型コロナウイルス感染症関係資料	※	○	○				
災害関連資料	公使				○ (平成30年 7月豪雨)		○ (熊本地震)
その他	公労使 事務局	○	○		○		○

※要望いただいた内容により提出資料は異なる（別添）。

(別添) 委員からのご要望に応じて追加提出した資料
(平成 28 年度～令和 3 年度目安に関する小委員会)

※【】内は、公労使いずれの委員からのご要望であるかについて記載

中小企業関連データ

令和 3 年度

- ・ 中小企業の売上・業況・倒産件数・労働生産性等【労】
- ・ 中小企業の価格転嫁の状況と対策（パートナーシップ構築宣言等）【労】
- ・ 中小企業の生産性向上等に係る支援策の概要と実績【使】
- ・ 助成金の都道府県別実績【労】
- ・ 生産性向上支援策の効果【使】
- ・ 助成金の執行状況・周知状況【労】

令和 2 年度【労】

- ・ 中小企業の生産性向上等に係る支援策
- ・ 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績
- ・ 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議資料

令和元年度

- ・ 「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」に記載されている支援メニューの実績【労・使】
- ・ 平成 30 年度業務改善助成金の実績【使】

令和 30 年度【公】

- ・ 最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策（業務改善助成金）
- ・ 業務改善助成金の実績・効果
- ・ 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
- ・ 時間外労働等改善助成金（団体推進コース）について
- ・ 最低賃金引上げに向けた収益力向上セミナー（「稼ぐ力」応援チーム）
- ・ 時間外労働等改善助成金
- ・ 時間外労働上限設定コースの助成金支給額のイメージ
- ・ 同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業
- ・ 中小企業・小規模事業者に対する支援施策
- ・ 生産性向上の事例集
- ・ 生活衛生関係営業生産性・収益力向上の取組事例集
- ・ 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル

平成 29 年度【公】

- ・ 最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上等のための支援（厚生労働省関係）
- ・ 賃金引上げに向けた生産性向上の支援策（中小企業庁等関係）

- ・下請等中小企業の取引条件改善に向けた取組
- ・支援施策等の実績等

平成 28 年度【使】

- ・賃金引上げ支援策（概要・事業実績）
- ・賃金の引上げに向けた今後の取組について

新型コロナウイルス感染症関係資料

令和 3 年度

- ・感染症の発生状況【公】
- ・経済・雇用指標等【公】
- ・政府の対策と実施状況【公】
- ・雇用調整助成金の実績（業種別・都道府県別・企業規模別）【使】
- ・賃金構造基本統計調査による産業・企業規模別の影響率【使】
- ・政府から経済界への雇用維持等に関する要請書【使】
- ・新型コロナウイルス感染症が家計に与えた影響【労】
- ・業種別の売上高営業利益率の推移【公】
- ・希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種の状況【公】
- ・新規求人数の水準の推移【労】

令和 2 年度

- ・感染症の発生状況【公】
- ・経済・雇用指標等【公】
- ・政府の対策と実施状況【労】
- ・新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について【公】
- ・従業者規模別にみた休業者の動向【使】
- ・倒産件数（産業別・都道府県別）【使】
- ・政府から経済界への雇用維持等に関する要請書【使】
- ・勤労者世帯における収支の対前年同月実質増減率【労】
- ・賃金構造基本統計調査特別集計による産業別未満率及び影響率（産業別・企業規模別）【使】

その他

令和 3 年度

- ・諸外国の最低賃金の状況・報告書【事務局】
- ・最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理【事務局】
- ・労働分配率の推移【公】
- ・春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率【公】

令和 2 年度

- ・消費者物価指数の前年（同月）比の推移【労】
- ・消費税率引上げ前後における消費支出の推移【労】

平成 30 年度

- ・地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係（高校卒・第 1・四分位数）【使】
- ・地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係（高校卒・第 1・十分位数）【使】

平成 28 年度

- ・中小企業の生産性向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について（「円卓合意」）【労】
- ・雇用戦略対話資料【労】
- ・都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析【労】

現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認
新規のデータ取得が不可欠となった参考資料の見直し

令和3年度の目安に関する小委員会に提出した資料項目一覧

第1回目安小委員会(1/6)

資料1 主要統計資料

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)

- (1) GDP (名目、実質)、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率
- (2) 求人倍率 (新規、有効)、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 (名目、実質) ・パート比率 (調査産業計、製造業)

2 有効求人倍率の推移

- (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)
- (2) 年齢別常用求人倍率の推移 (暦年、年齢別)

3 賃金・労働時間の推移

- (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額、定期給与額、所定内給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・500人以上・100~499人・30~99人・5~29人)、暦年・月)
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・500人以上・100~499人・30~99人・5~29人)、暦年・月)
 - ハ 初任給の上昇額・率の推移 (学歴別)
- (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (規模別 (10人以上・10~99人・5~9人)、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与)
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人)、所定外労働時間は、調査産業計・製造業))

4 春季賃上げ妥結状況

- (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和3年) (連合 (規模別、方式別)、連合 (有期・短時間・契約等労働者)、経団連 (大手・中小別))
- (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和2年)

5 夏季賞与・一時金妥結状況 (令和2年、令和3年) (連合、経団連)

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移 (全国・ランク別、暦年・月)

7 地域別最低賃金額 (時間額)、未満率及び影響率の推移 (最低賃金に関する基礎調査)

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率 (推移)

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係 (推移)

- (1) 一般労働者 (企業規模10人以上・10~99人)
- (2) 短時間労働者 (企業規模10人以上・10~99人)
- (3) 毎月勤労統計調査 (暦年、事業所規模30人以上)

10 企業の業況判断及び収益

- (1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益
 - イ 業況判断 (D I) (企業規模別、四半期)
 - ロ 経常利益増減 (企業規模別、年度)
 - ハ 売上高経常利益率 (企業規模別、年度)
 - (2) 法人企業統計による企業収益 (経常利益・売上高経常利益率、資本金規模別、年度、四半期)
 - (3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I) (前年同期との比較、産業別、四半期)
- #### 11 法人企業統計でみた労働生産性の推移 (産業 (製造業・非製造業) ・資本金階級別、年度)

第1回目安小委員会(2/6)

II 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者(高卒)の所定内給与額（男女別））

2 有効求人倍率の推移（都道府県別、暦年）

3 失業率の推移（都道府県別、暦年・四半期）

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金

定期給与の推移 [事業所規模30人以上]（都道府県別、暦年）

(2) 労働時間

常用労働者 1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 [調査産業計、事業所規模30人以上]（都道府県別、暦年）

5 消費者物価指数等の推移

(1) 消費者物価対前年上昇率の推移（都道府県別、暦年・月）

(2) 消費者物価地域差指数の推移（都道府県庁所在都市別、暦年）

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上]（都道府県別、暦年）

(2) 雇用保険の被保険者数（都道府県別、暦年）

(3) 就業者数（都道府県別、暦年）

III 業務統計資料編

∞ 1 地域別最低賃金改定状況

(1) 令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況（都道府県別、前年度決定金額・改定最低賃金額（引上げ額・率）・結審年月日、採決状況、効力発生日）

(2) 目安と改定額との関係の推移（都道府県別）

(3) 効力発生日の推移（都道府県別）

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

(5) 最高額と最低額及び格差の推移（最高額・最低額・格差）

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移（都道府県別）

2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（法違反の状況・法違反事業所の認識状況、最賃未滿労働者の状況）

(2) 業種別法違反の状況（令和3年1～3月 全国計）（業種別、地域別最低賃金適用事業場・特定最低賃金適用事業場別）

資料2 経済財政運営と改革の基本方針2021（関係部分抜粋）

資料3 成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（関係部分抜粋）

資料4 新型コロナウイルス感染症関係資料

1. 感染症の発生状況

- 新型コロナウイルス感染症の国内発生動向（陽性者数（日毎））
- 新型コロナウイルス感染症の都道府県別発生動向
- （参考）新型コロナウイルス感染症の海外発生動向（確定症例数・全地域）
- 国内のワクチン接種状況
- （参考）海外のワクチン接種状況

2. 経済・雇用指標等

(ア) 全国の場合

- 世界経済・日本経済の見通し（OECD Economic Outlook）
- 世界経済・日本経済の見通し（世界銀行 Global Economic Prospects）
- 基調判断（月例経済報告）
- 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和3年1月18日閣議決定）
- 四半期GDP速報（需要項目別寄与度）
- 足下の雇用情勢について
- 新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響
- 雇用形態別・性別にみた雇用者数の動向について
- 雇用形態別にみた休業者数の動向（就業者に占める休業者割合）

9

(イ) 地域別の状況

- 地域別景気の現状判断（方向性）DI
- 地域別景気の先行き判断（方向性）DI
- 都道府県別の新規求人数の減少率
- ランク別完全失業率、非労働力人口及び有効求人倍率の推移

(ウ) 産業別の状況

- 産業別の新規求人数の動向について
- 産業別及び雇用形態別にみた雇用者数の動向
- 産業別にみた休業者数の動向（雇用に占める休業者割合）
- 産業別にみた現金給与総額の動向
- 産業別にみた総実労働時間の動向
- 産業別にみた企業の売上高経常利益率の推移
- （参考）産業別にみた企業の純資産の推移
- 雇用調整の実績（予定）のある事業所割合の推移
- 第3次産業活動指数の推移

第1回目安小委員会(4/6)

3. 政府の対策と実施状況

- 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策一覧
- 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）
- 国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策の経済効果試算（令和2年12月8日）
- 経済対策の進捗状況について
- 雇用調整助成金の支給申請件数・支給決定件数・支給決定額・支給決定額の推移
- 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金、総合支援資金）の申請件数の推移
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

参考資料1 目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料

- 中小企業の経営実態
 - ・ 中小企業の売上（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
 - ・ 中小企業の業況（業種別）（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
 - ・ 休業・解散・倒産件数（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
 - ・ 労働生産性の推移（規模別・業種別）（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
 - ・ 業種別・従業員規模別労働生産性（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
 - ・ マークアップ率の国際比較（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
 - ・ 中小企業への取引条件の「しわ寄せ」（製品等の価格への転嫁の状況）（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
- 10 .（参考）業種別価格転嫁の状況（中小企業政策審議会（第32回）資料2より抜粋）
 - ・ 最低賃金引上げに向けた環境整備（第3回新型コロナウイルス感染症を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議 経済産業省資料より抜粋）
 - ・ 中小企業の生産性向上等に係る支援策
 - ・ 中小企業の生産性向上等に係る支援策における主な補助金・助成金の実績
 - ・ 業務改善助成金 令和2年度都道府県別実績
 - ・ 働き方改革推進支援助成金 令和2年度都道府県別実績
 - ・ ものづくり補助金の概要、活用事例、KPIに基づく効果測定結果（経済・財政一体改革推進委員会 第2回EBPMアドバイザーボード 中小企業庁資料より抜粋）
- 雇用調整助成金の実績（業種別）
- 賃金構造基本統計調査による産業・企業規模別の影響率（令和元年）
- 政府から経済界への雇用維持等に関する要請書

参考資料2 諸外国の最低賃金の状況・報告書

- 諸外国の最低賃金制度・改定状況について
- ・ 諸外国の最低賃金制度（概要、改定方法・決定主体・決定基準）
- ・ コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定について（引上げ時期・額・率・引上げの根拠）
- 英独仏の最低賃金に関する報告書
- ・ 英国最低賃金委員会プレスリリース要旨、英国最低賃金委員会報告書
- ・ ドイツ最低賃金法第9条に基づく最低賃金委員会の決議、ドイツ法定最低賃金の影響に関する報告書
- ・ フランス最低賃金専門家委員会の報告書の概要、フランス専門家委員会報告書

第1回目安小委員会(5/6)

参考資料3 最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理

- 日本の最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理の趣旨
 - 最低賃金の引上げが雇用に与える影響
 - 最低賃金の引上げが企業の生産性に与える影響
 - 最低賃金の地域間格差と労働者の地域間移動に与える影響
 - 最低賃金の引上げが労働者の賃金・消費に与える影響
 - 最低賃金の引上げが貧困解消に与える影響
 - 最低賃金の先行研究に関する参考文献
- 【参考資料】**
- 最低賃金と雇用
 - ・最低賃金引上げの雇用への影響に関するILOの記述 (ILO Minimum Wage Policy Guide)
 - ・最低賃金引上げの雇用への影響に関するOECDの記述 (Employment Outlook 2015)
 - ・完全失業率と最低賃金の引上げ率の推移
 - ・有効求人倍率と最低賃金引上げ率の推移
 - ・都道府県別完全失業率と最低賃金額
 - ・都道府県別有効求人倍率と最低賃金額
 - 最低賃金と労働生産性
 - ・1時間当たり労働生産性 (SNAベース) と最低賃金額の推移
 - ・主な産業の1時間当たり労働生産性 (SNAベース) と最低賃金額の推移
 - ・企業規模別1人当たり労働生産性 (法人企業統計ベース) と最低賃金額の推移
 - ・都道府県別1人当たり労働生産性 (県民経済計算ベース) と最低賃金額
 - ・都道府県別1人当たり労働生産性 (経済センサスベース) と最低賃金額
 - ・都道府県別中小企業の1人当たり労働生産性 (経済センサスベース) と最低賃金額
 - ・都道府県別小規模企業の1人当たり労働生産性 (経済センサスベース) と最低賃金額
 - 最低賃金と地域間格差・地域間移動
 - ・地域別最低賃金額の最高額と最低額の格差の推移
 - ・都道府県別の最低賃金額と消費者物価地域差指数の水準
 - ・都道府県別の賃金中央値に占める最低賃金額の割合
 - ・都道府県別の短時間労働者の賃金中央値に占める最低賃金額の割合
 - ・若年層の東京圏への移動理由 (第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会 (第1回) 資料)
 - ・雇用形態別・過去5年間の移動者の移動理由
 - ・学歴別・過去5年間の移動者の移動理由
 - ・最賃近傍雇用者の都道府県間移動の状況
 - 最低賃金と賃金・消費
 - ・都道府県別常用労働者の時間当たり所定内給与額と特性値と最低賃金額
 - ・時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布 (常用労働者、一般労働者、短時間労働者)
 - ・産業別の時間当たり所定内給与額と最低賃金額の差の分布
 - ・高校新規卒業者の初任給額と最低賃金額の推移
 - ・都道府県別高校新規卒業者の初任給額と最低賃金額

第1回目安小委員会(6/6)

- 最低賃金と貧困
 - ・最低賃金と生活保護の比較について
 - ・最低賃金と生活保護の乖離の計画的な解消状況について
 - ・生活保護と最低賃金の比較
 - ・消費者物価指数の増減率と最低賃金引上げ率の推移
 - ・最賃近傍雇用者の属性別内訳の推移
 - ・最賃近傍雇用者の世帯所得の状況
 - ・最賃近傍雇用者の就業調整の状況
 - ・家計内の最多所得者が最賃近傍雇用者である家計の貯蓄の状況
- 最低賃金の水準に関する諸外国との比較
 - ・経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）
 - ・日本の最低賃金が低い理由・背景（令和元年第6回経済財政諮問会議（令和元年7月31日）根本臨時議員提出資料を時点更新）
 - ・最低賃金の国際比較（G7）
 - ・フルタイム労働者の賃金の中央値・平均値に占める最低賃金の割合の国際比較
 - ・フルタイム労働者の賃金の中央値に占める最低賃金の割合（時系列・国際比較）
 - ・全労働者の平均賃金に占める最低賃金の国際比較
 - ・最低賃金の目標の設定方法に関する諸外国との比較
- 最低賃金の属性別の影響率
 - ・最低賃金の影響率（事業所属性別・労働者属性別）に係る特別集計の趣旨
 - ・最低賃金の未満率・影響率の推移
 - ・都道府県別の最低賃金の影響率
 - ・産業別の最低賃金の影響率
 - ・産業×企業規模別の最低賃金の影響率
 - ・性・年齢階級別の最低賃金の影響率
 - ・就業形態・性・年齢階級別の最低賃金の影響率
 - ・一般労働者の学歴・性別の最低賃金の影響率

第2回目安小委員会(1/2)

資料1 令和3年賃金改定状況調査結果

- 調査の概要
 - 第1表 賃金改定実施状況別事業所割合
 - 第2表 事業所の平均賃金改定率
 - 第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値
 - 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 (男女別内訳)
 - 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率 (一般・パート別内訳)
 - 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合
 - 参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合
 - 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数
- 生活保護 (生活扶助基準 (1 類費 + 2 類費 + 期末一時扶助費) + 住宅扶助) と最低賃金 (令和2年度最低賃金改定額反映版)
- 生活保護 (生活扶助基準 (1 類費 + 2 類費 + 期末一時扶助費) + 住宅扶助) と最低賃金 (令和2年度最低賃金改定額反映版)
- 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

資料2 生活保護と最低賃金

- 調査の概要
- 生活保護 (生活扶助基準 (1 類費 + 2 類費 + 期末一時扶助費) + 住宅扶助) と最低賃金
- 生活保護 (生活扶助基準 (1 類費 + 2 類費 + 期末一時扶助費) + 住宅扶助) と最低賃金 (令和2年度最低賃金改定額反映版)
- 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

資料3 地域別最低賃金額、未満率及び影響率

- 地域別最低賃金額、未満率及び影響率 (ラング別) の推移 (平成23～令和2年度)
- 都道府県別未満率と影響率 (令和2年最低賃金に関する基礎調査)
- 賃金構造基本統計調査特別集計による都道府県別未満率と影響率 (令和2年)

資料4 賃金分布に関する資料 (都道府県別)

- 時間当たり賃金分布 (一般労働者・短時間労働者計)
- 時間当たり賃金分布 (一般労働者)
- 時間当たり賃金分布 (短時間労働者)

資料5 最新の経済指標の動向 (内閣府 月例経済報告 (令和3年6月) 主要経済指標)

I 我が国経済

- 1 四半期GDP速報
 - 2 個人消費
 - 3 民間設備投資
 - 4 住宅建設
 - 5 公共投資
 - 6 輸出・輸入・国際収支
 - 7 生産・出荷・在庫
 - 8 企業収支・業況判断
- 9 倒産
- 10 雇用情勢
- 11 物価
- 12 金融
- 13 景気ウォッチャー調査
- 参考1 景気動向指数
- 参考2 地価・住宅価格の推移
- 参考3 地域経済

II 海外経済

- 1 アメリカ
 - 2 アジア地域
 - 3 ヨーロッパ地域
 - 4 国際金融
- 主要経済指標の国際比較

第2回目安小委員会(2/2)

参考資料 委員からの追加要望資料

- 決定初任給（高校卒）の推移
- パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金
 - ・パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額
 - ・パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額
- 地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移
- 新規求人数の水準の推移
 - ・都道府県別新規求人数（季節調整値）の水準の推移
 - ・ランク別新規求人数（季節調整値）の水準の推移
- 助成金の執行状況・周知状況
 - ・業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金の執行状況（令和2年度）
 - ・「新型コロナウイルス感染症の影響下における中小企業の経営意識調査」～調査・分析結果のポイント～（第6回経済財政諮問会議（5/14）配付資料1）
 - # 調査の概要と分析の結果
 - # コロナ感染症拡大による経営への影響
 - # 最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策（計、業種別、地域別）
 - # 2021年の賃上げ実施見込みについて
 - # 最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合、必要な支援策
 - # 賃上げで見込まれる効果・負担について（非正社員）
 - # 同一労働同一賃金への対応について
 - # テレワークについて
 - # 感染拡大防止のための時短要請の有無
 - # 各種支援策の利用状況
 - # コロナ関連の各種支援策の利用度・認知度
 - # 働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度
 - # 回答企業の属性
- 新型コロナウイルス感染症が家計に与えた影響
- 雇用調整助成金の業種別・都道府県別・企業規模別支給実績（第165回労働政策審議会職業安定分科会（6/22）資料No.4-2より抜粋）
- 業種別の売上高営業利益率の推移
- 資本金階級別労働分配率の推移
- 春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率（第6回経済財政諮問会議（5/14）配付資料3-2より抜粋）
- 希望する高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種の状況

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告（抄）

（平成 29 年 3 月 28 日）

4 参考資料の在り方について

（1）賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、適切に今日の経済や賃金の状況における実態を把握できているか検討すべきとの意見や、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう定期的に見直しを行うべきとの意見、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模について改めて検討を行うべきであるとの意見があった。

今般の検討の結果、短期間に調査結果の集計が求められるという賃金改定状況調査の性格も考慮すると、調査対象事業所の選定について、当面は現行の方法を維持することが適当である。

（2）その他参考資料の在り方について

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第 9 条に規定されている地域別最低賃金の決定に当たって考慮すべきこととされている、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

これに対して、地方最低賃金審議会委員の意見聴取の結果も踏まえ、各種統計資料の棚卸しを行い、真に必要な資料を取捨選択すべきとの意見があった。また、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう参考資料の見直しを行うべきとの意見もあった。

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、下記（3）の最低賃金引上げの影響に係る資料を充実するなど、引き続き見直しについて検討することが必要である。

（3）最低賃金引上げが及ぼす影響の検討について

最低賃金引上げが及ぼす影響については、新たに参考資料を追加することも含め、その影響をどのように評価するかに関して様々な意見があったが、中央最低賃金審議会として、例えば都道府県別の影響率や雇用者数の動向に関する資料など広く様々な統計資料等を注視しながら、当該影響について継続的に検討していくことが必要である。

現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認
新規のデータ取得が不可となった参考資料の見直し

令和3年度第1回目安に関する小委員会
(令和3年6月22日)
資料No. 1

主要統計資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 年齢別常用求人倍率の推移 (暦年、年齢別) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給の上昇額・率の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別(10人以上・10~99人・5~9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和3年) (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和2年)

5	夏季賞与・一時金妥結状況（令和3年）（連合、経団連）	・・・14
6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	(1) 一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	(2) 短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	(3) 毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、暦年・四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	(2) 法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）	・・・25
	(3) 中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・28
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32

4	賃金・労働時間の実情と推移	
(1)	賃金	・・・33
	定期給与の推移 [事業所規模30人以上] (ランク別・都道府県別、暦年)	
(2)	労働時間	・・・34
	常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 [調査産業計、事業所規模30人以上] (ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別 (暦年))	
5	消費者物価指数等の推移	・・・35
(1)	消費者物価対前年上昇率の推移 (ランク別・都道府県別、暦年・月)	・・・36
(2)	消費者物価地域差指数の推移 (ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年)	
6	労働者数等の推移	・・・37
(1)	常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)	・・・38
(2)	雇用保険の被保険者数 (ランク別・都道府県別・暦年)	・・・39
(3)	就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年)	
III 業務統計資料編		
1	地域別最低賃金改定状況	
(1)	令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額 (引上げ額・率) ・採決状況等)	・・・40
(2)	目安と改定額との関係の推移 (ランク別・都道府県別、年度)	・・・41
(3)	効力発生年月日の推移 (ランク別・都道府県別、年度)	・・・42
(4)	加重平均額と引上げ率の推移 (全国・ランク別、年度)	・・・43
(5)	最高額と最低額及び格差の推移 (最高額・最低額・格差、年度)	・・・44
(6)	地域別最低賃金引上げ率の推移 (ランク別・都道府県別、年度)	・・・45
2	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	
(1)	監督指導結果の推移 (暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等)	・・・46
(2)	業種別法違反の状況 (令和3年 全国計) (業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別)	・・・47

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

	GDP (国内総生産)				製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (※)		完全失業率 (※)	
	名目	前期比 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (月平均)			
					指数 (27年=100)	前期比 (%)	実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)		
平成 23 年	(億円) 4,974,489	△ 1.6	5,108,416	0.0	98.9	△ 2.8	94.8	△ 4.2	12,734	△ 4.4	<302>	(%) <4.6>
24 年	5,004,747	0.6	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	2.1	12,124	△ 4.7	285	4.3
25 年	5,087,006	1.6	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	1.9	10,855	△ 10.5	265	4.0
26 年	5,188,110	2.0	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	4.3	9,731	△ 10.4	236	3.6
27 年	5,380,323	3.7	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	△ 2.7	8,812	△ 9.4	222	3.4
28 年	5,443,646	1.2	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	△ 1.5	8,446	△ 4.2	208	3.1
29 年	5,530,730	1.6	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	3.9	8,405	△ 0.5	190	2.8
30 年	5,561,896	0.6	5,543,005	0.6	104.2	1.1	103.1	0.8	8,235	△ 2.0	166	2.4
令和元年	5,598,267	0.7	5,543,741	0.0	101.1	△ 3.0	99.9	△ 3.1	8,383	1.8	162	2.4
2 年	5,386,091	△ 3.8	5,285,238	△ 4.7	90.6	△ 10.4	87.1	△ 12.8	7,773	△ 7.3	191	2.8
平成 31 年 1～3 月	5,593,990	0.7	5,562,791	0.4	102.8	△ 2.1	101.6	△ 3.0	1,916	△ 6.1	165	2.4
令和元年 4～6 月	5,610,390	0.3	5,569,155	0.1	102.8	0.0	102.1	0.5	2,074	△ 1.6	168	2.4
7～9 月	5,627,787	0.3	5,576,237	0.1	101.7	△ 1.1	100.2	△ 1.9	2,182	8.2	161	2.3
10～12 月	5,561,975	△ 1.2	5,469,995	△ 1.9	98.0	△ 3.6	95.6	△ 4.6	2,211	6.8	153	2.2
令和 2 年 1～3 月	5,531,264	△ 0.6	5,442,312	△ 0.5	98.0	0.0	94.6	△ 1.0	2,164	12.9	165	2.4
4～6 月	5,101,130	△ 7.8	5,002,323	△ 8.1	81.5	△ 16.8	75.3	△ 20.4	1,837	△ 11.4	194	2.8
7～9 月	5,384,371	5.6	5,266,972	5.3	88.8	9.0	85.1	13.0	2,021	△ 7.4	204	3.0
10～12 月	5,515,762	2.4	5,415,121	2.8	93.9	5.7	92.6	8.8	1,751	△ 20.8	201	2.9
3 年 1～3 月	5,444,002	△ 1.3	5,360,897	△ 1.0	96.6	2.9	95.6	3.2	1,554	△ 28.2	193	2.8
令和 3 年 1 月	-	-	-	-	96.9	3.1	95.7	3.2	474	△ 38.7	203	2.9
2 月	-	-	-	-	95.6	△ 1.3	93.0	△ 2.8	446	△ 31.5	203	2.9
3 月	-	-	-	-	97.2	1.7	98.2	5.6	634	△ 14.3	180	2.6
4 月	-	-	-	-	100.0	2.9	99.3	1.1	477	△ 35.8	194	2.8
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	472	50.3	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」		東京商工リサーチ調べ		総務省「労働力調査」			

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期 (月、四半期) 比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数は接続指数より推計した値である。

(※) 完全失業者数及び完全失業率の (括弧内) の数値は補完的に推計した値 (2015年国勢調査基準) である。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

	求人倍率		消費者物価指数 <small>(特家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	調査産業計			製造業						
							名目指数	実質指数	前期比	パート比率	名目指数	実質指数	前期比	パート比率		
平成 23 年	(倍)	(倍)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
24 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	99.9	0.3	104.7	0.5	23.41	98.8	2.2	103.6	2.4	11.17
25 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.8	98.9	△ 1.0	103.7	△ 1.0	24.10	98.1	△ 0.7	102.8	△ 0.8	10.08
26 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30
27 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40
28 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52
29 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32
30 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78
令和 元 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16
2 年	2.42	1.60	102.3	0.6	101.5	0.2	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	25.59	103.7	0.2	101.4	△ 0.4	10.27
3 年	1.95	1.18	102.3	0.0	100.3	△ 1.2	101.0	△ 1.7	98.7	△ 1.7	25.28	99.6	△ 4.0	97.4	△ 3.9	10.63
4 年	2.18	1.45	102.5	△ 0.3	101.8	△ 0.3	102.5	△ 0.5	99.9	△ 0.6	25.71	102.0	△ 1.8	99.4	△ 1.9	10.82
5 年	1.80	1.20	102.3	△ 0.3	99.3	△ 2.5	100.7	△ 1.8	98.4	△ 1.5	24.77	99.4	△ 2.5	97.1	△ 2.3	10.42
6 年	1.83	1.06	102.4	0.2	100.2	0.9	100.7	0.0	98.3	△ 0.1	25.17	99.2	△ 0.2	96.8	△ 0.3	10.53
7 年	2.00	1.04	101.8	△ 0.6	100.0	△ 0.2	100.7	0.0	99.2	0.9	25.45	100.0	0.8	98.5	1.8	10.73
8 年	1.97	1.10	102.1	0.3	101.5	1.5	102.4	1.7	100.3	1.1	25.23	102.8	2.8	100.7	2.2	10.85
9 年	2.03	1.10	102.1	0.7	100.8	0.5	102.1	2.0	100.1	1.2	25.28	102.9	5.8	101.0	5.0	10.91
10 年	1.88	1.09	102.1	0.1	101.3	0.5	102.6	0.5	100.6	0.5	25.38	102.3	△ 0.6	100.3	△ 0.7	11.02
11 年	1.99	1.10	102.4	0.3	102.3	1.0	102.6	0.0	100.3	△ 0.3	25.04	103.2	0.9	100.9	0.6	10.63
12 年	1.82	1.09	101.9	△ 0.5	103.2	0.9	103.7	1.1	101.8	1.5	24.56	103.7	0.5	101.8	0.9	10.44
13 年	102.2	102.2	102.2	0.3	103.9	0.7	103.9	0.7	103.9	0.7	24.56	103.7	0.5	101.8	0.9	10.44
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期 (四半期、月) 比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推計値である。
 毎月勤労統計調査の令和3年4月分の数値は速報値である。
 3 求人倍率は、新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和3年5月分の数値は速報値である。

2 有効求人倍率の推移 (1) 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

区分	年	平成 23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年	令和3年			
												1月	2月	3月	4月
全国		0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.10	1.09	1.10	1.09
Aランク		0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	0.98	1.00	0.98	0.99
Bランク		0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.07	1.08	1.11	1.14
Cランク		0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.22	1.21	1.23	1.27
Dランク		0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.12	1.13	1.16	1.19

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。
 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。
 4 各月の数値は季節調整値である。

(2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	19歳	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65歳	以上
	以下	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳	64歳	65歳	以上
平成22年	0.48	2.63	0.54	0.39	0.40	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05	
23年	0.59	3.32	0.70	0.50	0.51	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15	
24年	0.72	4.56	0.90	0.61	0.63	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11	
25年	0.83	5.29	1.04	0.71	0.73	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07	
26年	0.97	6.29	1.23	0.84	0.87	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05	
27年	1.08	7.12	1.38	0.95	0.98	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04	
28年	1.22	8.03	1.60	1.11	1.14	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07	
29年	1.35	8.76	1.81	1.27	1.30	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06	
30年	1.45	9.58	2.02	1.44	1.47	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96	
令和元年	1.45	9.83	2.06	1.47	1.52	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。

2 令和2年4月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

区分	年	令和3年										
		平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	△ 0.7	△ 0.1	0.7	2.2
	500人以上	0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.1	△ 1.1	△ 1.5	0.5	0.2	1.1	3.4
	100～499人	0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	△ 0.6	△ 0.7	0.1	0.5
	30～99人	1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	△ 2.4	△ 0.6	0.2	2.3
	5～29人	0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	△ 1.7	△ 0.3	0.5	1.2
定期給与額	30人以上	0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	0.0 (0.4)	△ 0.3 (0.3)	1.1 (1.5)	1.9 (1.3)
	500人以上	△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	0.5 (1.0)	0.0 (0.6)	1.7 (2.1)	2.1 (1.0)
	100～499人	△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	△ 0.8 (△ 0.4)	△ 1.0 (△ 0.5)	△ 0.1 (0.2)	0.6 (0.1)
	30～99人	0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	△ 0.2 (0.2)	△ 0.4 (0.3)	1.1 (1.6)	2.4 (2.1)
	5～29人	△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.2 (0.4)	△ 0.3 (0.6)	△ 0.2 (0.4)	1.1 (1.0)

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 3 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。
 4 令和3年4月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	令和3年												
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.10	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.28	25.38	25.04	24.56
	500人以上	15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.47	15.09	14.70
	100～499人	22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.70	24.64	24.39	24.08
	30～99人	28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.52	31.73	31.32	30.66
	5～29人	35.41	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.21	39.19	39.39	38.99

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 令和3年4月分の数値は速報値である。

ハ 初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円） 下段：上昇率（単位：%）

区分 年度	高校卒			高専卒 (技術)	短大卒 (事務)	大学院 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)		(現業)			一律	基幹職	差あり		補助職
	一律	基幹職								
平成23年度	178 0.1	52 0.0	150 0.1	161 0.1	266 0.2	239 0.1	86 0.0	98 0.1	303 0.1	
24年度	140 0.1	161 0.1	72 0.0	91 0.1	125 0.1	207 0.1	232 0.1	30 0.0	176 0.1	
25年度	141 0.1	187 0.1	38 0.0	153 0.1	223 0.1	132 0.1	461 0.2	175 0.1	161 0.1	
26年度	702 0.4	569 0.3	736 0.5	842 0.5	655 0.4	806 0.4	601 0.3	464 0.3	787 0.4	
27年度	1239 0.8	904 0.5	1151 0.7	1579 0.9	1342 0.8	1574 0.8	1933 0.9	1318 0.7	1875 0.9	
28年度	824 0.5	582 0.3	748 0.5	995 0.5	767 0.4	880 0.4	1263 0.6	631 0.3	1153 0.5	
29年度	1093 0.7	565 0.3	834 0.5	966 0.5	851 0.5	1109 0.5	1132 0.5	745 0.4	930 0.4	
30年度	1361 0.8	2618 1.6	1386 0.8	1660 0.9	1493 0.8	1637 0.8	2171 1.0	1511 0.8	1707 0.8	
令和元年度	1670 1.0	1737 1.0	1613 1.0	1490 0.8	1642 0.9	1544 0.7	1251 0.6	1041 0.6	1569 0.7	
2年度	1681 1.0	1098 0.8	1443 0.8	1597 0.8	1202 0.7	1408 0.7	1608 0.8	1231 0.7	1498 0.7	
3年度	553 0.3	100 0.1	625 0.4	692 0.4	514 0.3	537 0.3	443 0.2	452 0.2	463 0.2	

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。
 2 調査対象は、東証第一部上場企業等である。
 3 令和3年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間
イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数 (平成27年=100)				実数 (参考)				
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり所定内給与		所定内給与		時間当たり所定内給与 ③/④
	①	前年比	②	前年比	①/②	前年比	③	④	
平成25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	0.4	266,860	136.9	1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	0.5	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	0.7	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	0.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	0.7	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	1.3	270,694	134.9	2,007
令和元年	102.0	0.1	97.2	△ 2.1	104.9	2.2	270,847	132.0	2,052
2年	102.1	0.1	95.5	△ 1.7	106.9	1.8	271,025	129.6	2,091
平成31年1～3月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	1.7	268,077	128.5	2,086
令和元年4～6月	102.3	0.1	98.1	△ 3.0	104.3	3.1	271,665	133.2	2,040
7～9月	102.2	0.1	97.7	△ 1.3	104.6	1.4	271,484	132.7	2,046
10～12月	102.5	0.1	98.5	△ 2.4	104.1	2.5	272,136	133.8	2,034
2年1～3月	101.4	0.4	94.2	△ 0.4	107.6	0.8	269,293	127.9	2,105
4～6月	102.1	△ 0.2	94.2	△ 4.0	108.4	3.8	271,250	127.9	2,121
7～9月	102.2	0.0	95.6	△ 2.1	106.9	2.1	271,292	129.7	2,092
10～12月	102.5	0.0	97.9	△ 0.6	104.7	0.6	272,270	133.0	2,047
3年1～3月	102.1	0.7	93.6	△ 0.6	109.1	1.3	271,181	127.2	2,132

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。
 3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②[事業所規模5～29人]

年・期	指数 (平成27年=100)				実数 (参考)			
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与 ①/②	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	①	前年比	②	前年比				
平成25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	(円) 207,560	(時間) 132.0	(円) 1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	206,720	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	207,165	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	98.9	△ 1.0	101.3	207,447	128.9	1,609
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.6	102.6	208,956	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	207,902	126.4	1,645
令和元年	100.3	△ 0.1	94.7	△ 2.4	105.9	207,780	123.5	1,682
2年	101.1	0.8	92.8	△ 2.0	108.9	209,379	120.9	1,732
平成31年1～3月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	204,581	120.2	1,702
令和元年4～6月	100.4	△ 0.7	95.4	△ 3.5	105.2	207,985	124.3	1,673
7～9月	100.9	0.6	95.1	△ 1.7	106.1	208,958	124.0	1,685
10～12月	101.1	0.7	96.1	△ 1.9	105.2	209,526	125.3	1,672
2年1～3月	100.0	1.2	91.9	△ 0.3	108.8	207,151	119.7	1,731
4～6月	101.3	0.9	91.3	△ 4.3	111.0	209,852	118.9	1,765
7～9月	101.3	0.4	93.1	△ 2.1	108.8	209,834	121.3	1,730
10～12月	101.7	0.6	94.9	△ 1.2	107.2	210,663	123.7	1,703
3年1～3月	100.5	0.5	90.1	△ 2.0	111.5	208,120	117.4	1,773

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

口 一般労働者の賃金・労働時間の推移

年	10人以上			10～99人			5～9人		
	所定内給与 ①	所定内 実労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ①/②	所定内給与 ③	所定内 実労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④	所定内給与 ⑤	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑤/⑥
	(千円)	(時間)	(円)	(千円)	(時間)	(円)	(千円)	(時間)	(円)
平成23年	296.8	166	1,788	257.4	172	1,497	253.9	174	1,459
24年	297.7	165	1,804	258.2	172	1,501	255.5	174	1,468
25年	295.7	163	1,814	261.5	170	1,538	259.9	172	1,511
26年	299.6	163	1,838	262.4	171	1,535	260.3	174	1,496
27年	304.0	164	1,854	264.4	172	1,537	264.6	174	1,521
28年	304.0	164	1,854	266.4	171	1,558	260.5	173	1,506
29年	304.3	165	1,844	269.0	171	1,573	262.6	172	1,527
30年	306.2	164	1,867	268.3	171	1,569	268.6	171	1,571
令和元年	307.7	160	1,923	273.2	168	1,626	270.6	169	1,601
2年	307.7	165	1,865	278.0	170	1,635	282.0	171	1,649
			前年比			前年比			前年比
			(%)			(%)			(%)
			△0.4			△1.3			△0.6
			0.9			0.3			0.6
			0.5			2.5			2.9
			1.3			△0.2			△1.0
			0.8			0.2			1.7
			0.0			1.3			△1.0
			△0.5			1.0			1.4
			1.2			△0.3			2.9
			3.0			3.6			1.9
			-			-			-

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 数値は、各年とも6月について調査したものであり、調査産業計である。

2 一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。短時間労働者（平成16年以前はパートタイム労働者）とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

3 前年比は、時間当たり所定内給与の対前年増減率である。

4 時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

5 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

ハ 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人					
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比				
平成25年	(時間) 136.9	(%) △ 1.3	(時間) 132.0	(%) △ 1.5	(時間) 12.4	(%) 2.7	(時間) 16.4	(%) 4.2	(時間) 8.0	(%) 4.6	(時間) 10.6	(%) △ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和3年1月	124.1	△ 1.4	112.8	△ 1.9	11.0	△ 6.8	14.2	△ 4.0	6.7	△ 10.6	7.1	△ 16.5
2月	124.3	△ 2.7	117.7	△ 3.5	11.1	△ 8.3	15.0	△ 5.6	6.9	△ 12.7	8.3	△ 17.0
3月	133.1	2.2	121.6	△ 0.4	12.0	0.9	15.7	△ 0.7	7.5	△ 5.0	8.3	△ 9.8
4月	138.6	4.0	126.8	3.4	12.2	16.2	15.7	17.2	7.6	11.7	8.3	6.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 2 令和3年4月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和3年）

連合 第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式(組合数による単純平均)	
	35歳		30歳	
1,000人以上	173組合 6,044円(6,467円) 2.02% (2.14%)	668,944人	28組合 2,607円(1,056円) 0.76% (0.32%)	26組合 370円(785円) 0.13% (0.27%)
300～999人	322組合 5,539円(5,620円) 2.06% (2.09%)	174,949人	48組合 1,523円(1,374円) 0.53% (0.48%)	43組合 802円(2,288円) 0.33% (0.95%)
100～299人	499組合 5,300円(5,350円) 2.05% (2.10%)	91,046人	72組合 768円(1,395円) 0.29% (0.52%)	74組合 521円(1,064円) 0.22% (0.45%)
～99人	427組合 4,797円(5,278円) 1.99% (2.18%)	22,148人	83組合 883円(850円) 0.36% (0.34%)	94組合 739円(1,333円) 0.32% (0.57%)
規模計	1,421組合 5,830円(6,188円) 2.03% (2.13%)	957,087人	231組合 1,189円(1,169円) 0.44% (0.43%)	237組合 642円(1,340円) 0.27% (0.55%)

(注)1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、「純ベア」が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ベア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ベア」方式の数値である。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

	単純平均		加重平均	
	時給	249組合 592,960人	賃上げ額 18.45円(25.18円)	平均時給 1,035.00円(1029.72円)
月給	79組合 18,889人	賃上げ額 3,991円(4,219円)	賃上げ率 1.86%(2.05%)	1,044.36円(1026.58円)
				4,218円(6,339円)
				1.94%(3.03%)

(注)1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和3年5月28日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手249社	89社 6,040円(7,297円) 1.82% (2.17%)

(注)1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。

2 136社(54.6%)の回答を把握したが、このうち47社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 ()内の数値は、令和2年5月21日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和3年6月11日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	212社 4,444円(4,471円) 1.72% (1.72%)

(注)1 従業員数500人未満の企業を対象。

2 224社(29.7%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()内の数値は、令和2年6月12日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和2年)

(単位：%)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.6) 100.0	(2.2) 100.0	(10.2) 100.0
企業業績	48.8	81.1	30.6
世間相場	2.9	-	0.4
雇用の維持	8.0	4.5	3.0
労働力の確保・定着	7.8	12.4	1.8
物価の動向	0.5	-	-
労使関係の安定	2.0	-	-
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	4.4	-	0.5
前年度の改定の実績	4.6	0.3	0.4
その他	1.5	-	0.2
重視した要素はない	16.1	1.0	4.4
不明	3.3	0.7	58.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査(特別集計)」

(注) ()内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

5 夏季賞与・一時金妥結状況

連合第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

一時金	2021回答		(参考) 昨年対比	2020回答	
	集計対象組合	対象組合員数		集計対象組合	対象組合員数
夏季	回答月数	2.26ヶ月			2.28ヶ月
		1,691組合	△0.02ヶ月	1,644組合	1,323,428人
	回答額	705,626円			680,033円
年間		1,060組合	25,593円	1,191組合	742,784人
	回答月数	4.63ヶ月			4.83ヶ月
	回答額	1,570,257円	△0.20ヶ月	1,795組合	1,753,341人
		933組合	△16,057円	1,086組合	1,586,314円
		1,017,196人			1,045,145人

注 (1)△はマイナスを表す。以下同じ。

(2)数値は組合員一人当たりの加重平均。

(3)2020年回答の数値は2020年6月5日付 第6回集計結果

経団連第1回集計(令和3年6月 日)

	2021年夏季		2020年夏季	
	社数	妥結額	社数	妥結額
総平均	-	-	86	925,947
製造業平均	-	-	79	900,960
非製造業平均	-	-	7	1,079,915
		増減率(%)		増減率(%)
		-		△ 6.00
		-		△ 5.14
		-		△ 9.88

注 (1) 調査対象は原則として東証一部上場の従業員数500人以上。

(2) 2021年夏季の数値は公表前。

(3) 数値は組合員一人当たりの加重平均(一部従業員平均含む)。

(4) 2020年夏季の数値は、2020年6月17日付第1回集計結果。調査対象は主要21業種・大手257社・18業種144社(56.0%)で妥結が出ているが、このうち58社は平均額不明のため集計より除外。

(5) 増減率は、各年の集計企業の前年の妥結額からの増減率を示したものの(同対象比較)。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	令和3年														
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	1月	2月	3月	4月	5月
全国		△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.1
Aランク		△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.6	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6
Bランク		△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1
Cランク		△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.4	△ 0.2	0.0	△ 0.4	0.0
Dランク		△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.1	△ 0.4	0.2

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
地域別 最低賃金 (円)	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
未満率 (%)	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
影響率 (%)	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

未満率及び影響率のイメージ図

従来の特別集計値 (単位：%)

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	-
影響率	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	-

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

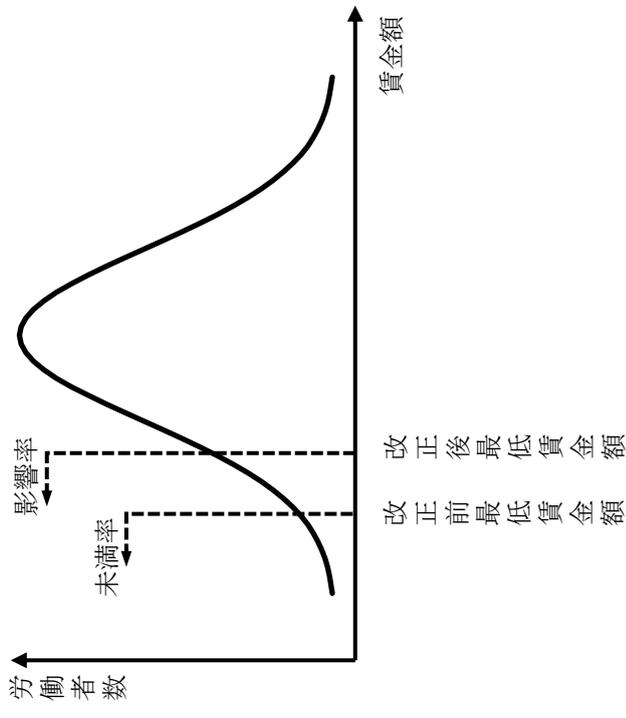
- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値 (単位：%)

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	-	-	-	-	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0
影響率	-	-	-	-	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 2 平成27年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目	一般労働者（男女計）								
	産業計・企業規模10人以上			産業計・企業規模10～99人					
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
年	①	②	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
 2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

年	短時間労働者														
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)					産業計・企業規模10人以上					産業計・企業規模10～99人				
	時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤	時間額比	時間額比				
平成23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6		
24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8		
25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6	1,029	74.2	997	76.6		
26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9	1,044	74.7	1,001	77.9		
27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3		
28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4	1,068	77.1	1,037	79.4		
29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4	1,089	77.9	1,055	80.4		
30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8	1,117	78.2	1,082	80.8		
令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8	1,147	78.6	1,115	80.8		
平成27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6	1,154	69.2	1,070	74.6		
28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8	1,180	69.7	1,086	75.8		
29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7	1,172	72.4	1,091	77.7		
30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2	1,234	70.8	1,132	77.2		
令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1	1,256	71.7	1,153	78.1		
2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1	1,378	65.5	1,306	69.1		

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、平成27年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外してしたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目	厚生労働省「毎月勤労統計調査」							
	産業計・事業所規模30人以上							
地域別最低賃金 (全国加重平均額)	時間額	所定内給与 (月額)	月間出勤日数	所定内 労働時間	一日当たり 所定内給与	時間当たり 所定内給与	時間額比	
①	②	③	④	⑤=②/④	⑥/③	⑦/④	⑧/⑤	
	(円)	(円)	(日)	(時間)	(円)	(円)	(%)	
平成25年	764	266,860	18.9	136.9	14,120	1,949	39.2	
26年	780	268,881	18.9	136.3	14,227	1,973	39.5	
27年	798	265,540	18.8	135.8	14,124	1,955	40.8	
28年	823	267,210	18.8	135.8	14,213	1,968	41.8	
29年	848	268,736	18.7	135.7	14,371	1,980	42.8	
30年	874	270,694	18.6	134.9	14,553	2,007	43.6	
令和元年	901	270,847	18.2	132.0	14,885	2,051	43.9	
2年	902	271,025	17.9	129.6	15,141	2,091	43.1	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。

3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (D I)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	平成30年						平成31年			令和元年			令和2年			令和3年3月			
	3月		6月		9月		12月		3月		6月		9月		12月		最近	先行き	
	18	15	17	15	16	14	16	15	7	15	3	14	14	11	12	12	-6	-7	
規模計	15	24	21	24	19	24	19	21	12	23	7	21	20	11	8	-39	-20	-6	-7
製造業	24	23	20	20	17	17	17	7	18	5	18	14	14	11	8	-39	-20	-6	-7
非製造業	15	15	14	14	15	15	15	15	15	14	14	14	14	11	1	-25	-11	-9	-12
大企業	24	23	20	20	17	17	17	7	18	5	18	14	14	11	8	-34	-10	5	4
中堅企業	19	21	20	20	17	17	17	7	18	5	18	14	14	11	8	-17	-5	-1	-1
非製造業	21	15	14	14	14	14	14	6	6	-1	-1	-4	-9	-9	0	-27	-14	-11	-12
製造業	15	15	14	14	14	14	14	6	6	-1	-1	-4	-9	-9	0	-45	-27	-13	-12
非製造業	10	8	8	10	10	11	11	12	12	10	10	10	7	7	-1	-26	-12	-11	-16

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年3月調査において「平成26年経済センサス - 基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている (前回の見直しは平成27年3月調査)。調査対象企業数は、平成30年3月調査の時点で、10,020である。

資本金	
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (D I)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近 (回答時点) の状況」および「先行き (3か月後) の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、3つの選択肢 (「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」) の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりデフュージョン・インデックス (Diffusion Index) を算出する。

$$D. I. = (\text{第1選択肢の回答者数構成百分比}) - (\text{第3選択肢の回答者数構成百分比})$$

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	-0.3	-15.9	4.2
	非製造業	0.9	-5.1	12.2
大企業	製造業	-0.9	-17.5	1.8
	非製造業	-0.1	-7.8	5.6
中堅企業	製造業	5.8	-3.1	5.4
	非製造業	4.0	-2.8	16.9
中小企業	製造業	-1.8	-18.1	20.6
	非製造業	1.1	0.7	22.9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、「経済センサス」(総務省・経済産業省)をベースとした層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を、前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	7.09	6.14	5.50
	非製造業	5.01	4.78	3.57
大企業	製造業	8.21	7.00	6.25
	非製造業	6.53	6.18	4.06
中堅企業	製造業	5.33	5.22	4.57
	非製造業	3.88	3.70	3.08
中小企業	製造業	4.52	3.80	3.62
	非製造業	3.51	3.53	3.22

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

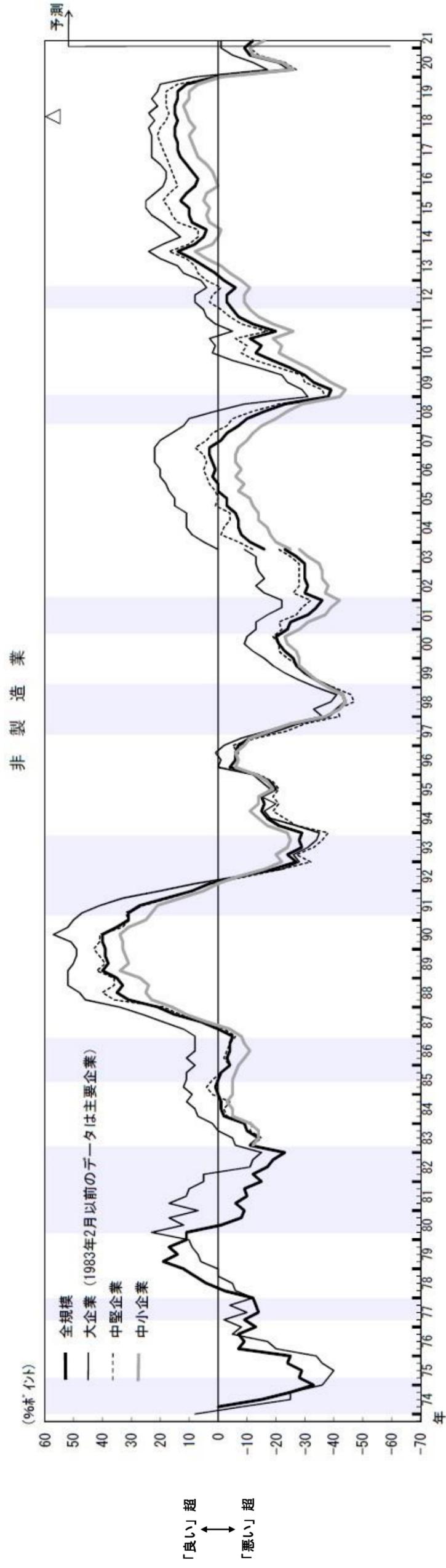
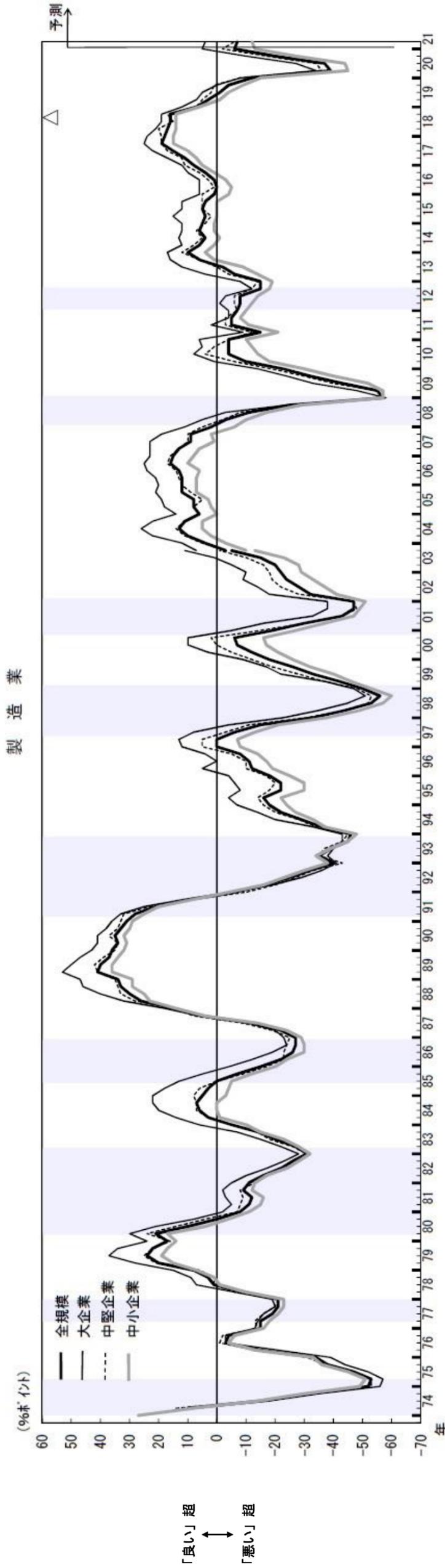
(注) 売上高経常利益率

回答企業の売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

(参考)

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。グラフ右上部にある△は直近の景気の山。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。

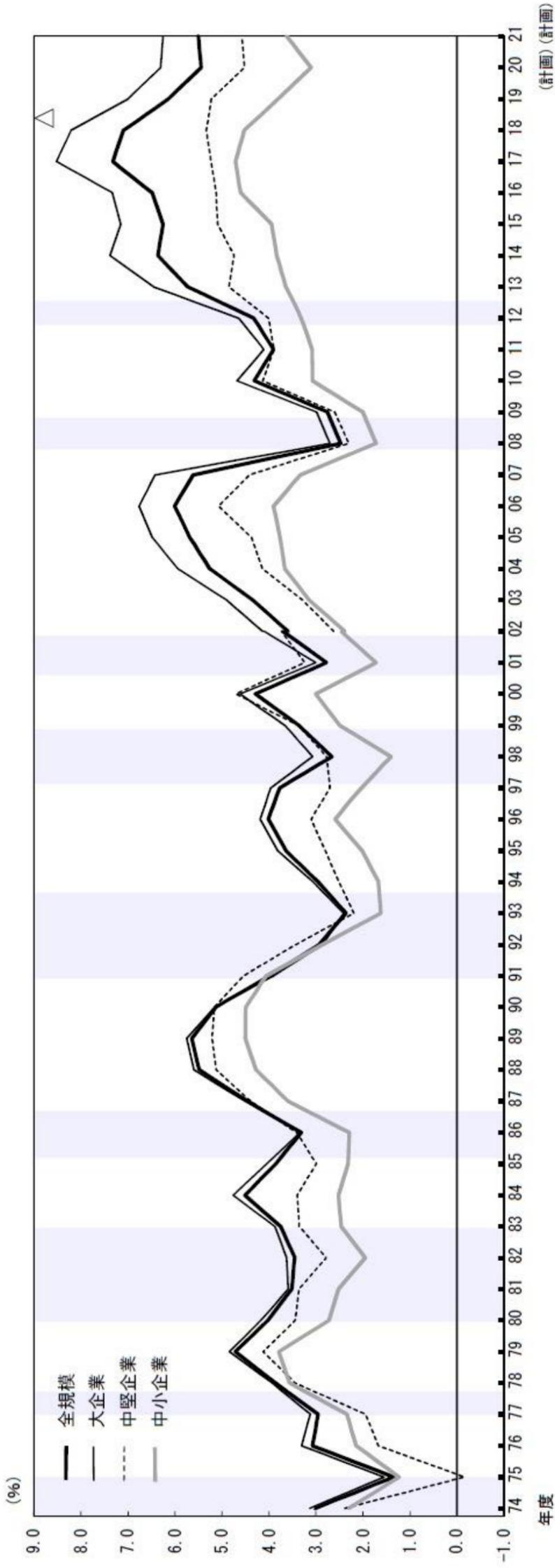
▽業況判断の推移



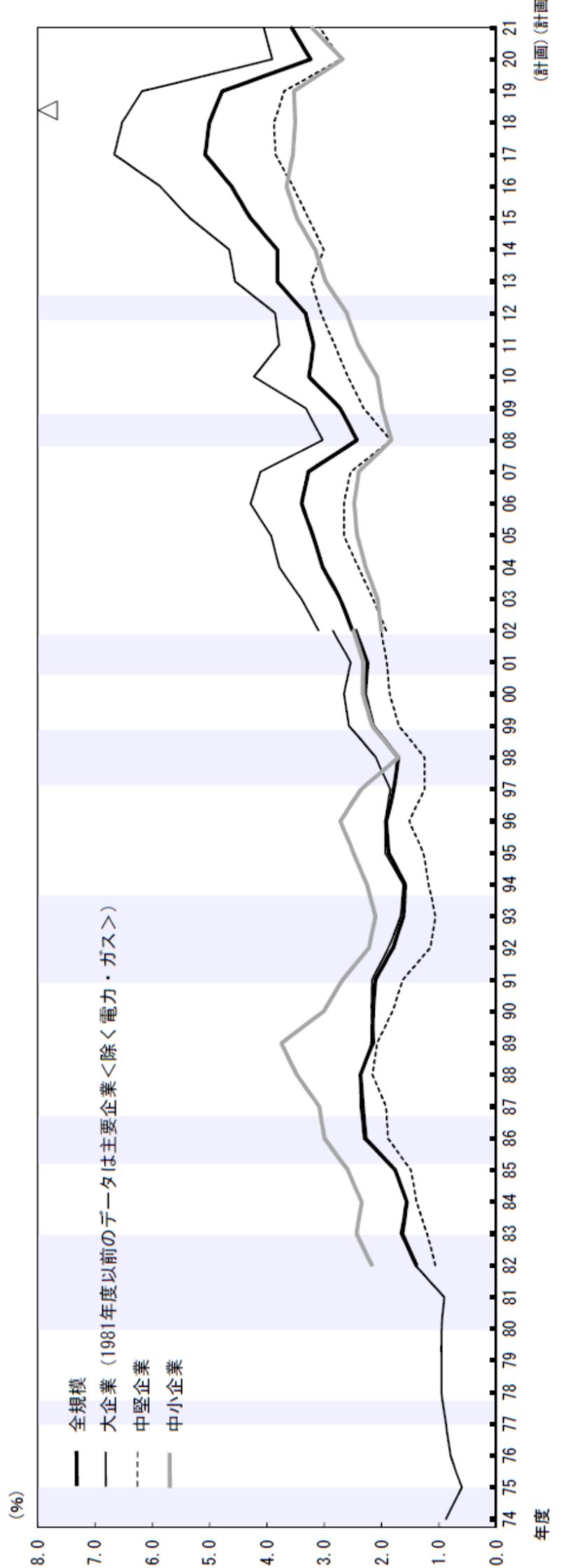
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2021年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年				令和3年 1～3月期
				1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	
規模計	835,543	839,177	714,385	159,262	124,140	123,984	184,505	200,746
前年同期比	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 28.4	▲ 46.6	▲ 28.4	▲ 0.7	26.0
資本金規模10億円以上	462,998	482,378	416,995	70,537	100,856	67,299	93,787	105,027
前年同期比	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 37.4	▲ 30.6	▲ 26.2	▲ 13.9	48.9
〃 1億円～10億円	130,045	136,617	115,306	27,752	11,238	24,025	31,375	33,773
前年同期比	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 23.9	▲ 60.1	▲ 23.5	7.3	21.7
〃 1,000万円～1億円	206,883	183,789	154,438	60,973	12,046	32,660	59,343	61,947
前年同期比	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 16.8	▲ 79.6	▲ 35.4	24.6	1.6
売上高	5.4	5.5	4.8	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
前年同期比	8.1	8.2	7.4	4.9	8.7	5.3	6.9	7.3
〃 1億円～10億円	4.5	4.6	4.0	3.7	1.9	3.7	4.5	4.9
〃 1,000万円～1億円	3.8	3.6	3.1	4.8	1.1	2.8	4.7	5.1
常利益								
前年同期比								
売上高								
前年同期比								
常利益率								
前年同期比								

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 金融業、保険業を除く全産業。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	平成30年						平成31年			令和元年				令和2年				令和3年
	1－3月		4－6月		7－9月		10－12月		1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	
合計	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7					
製造業	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5					
建設業	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0					
卸売業	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6					
小売業	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7					
サービス業	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3					

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

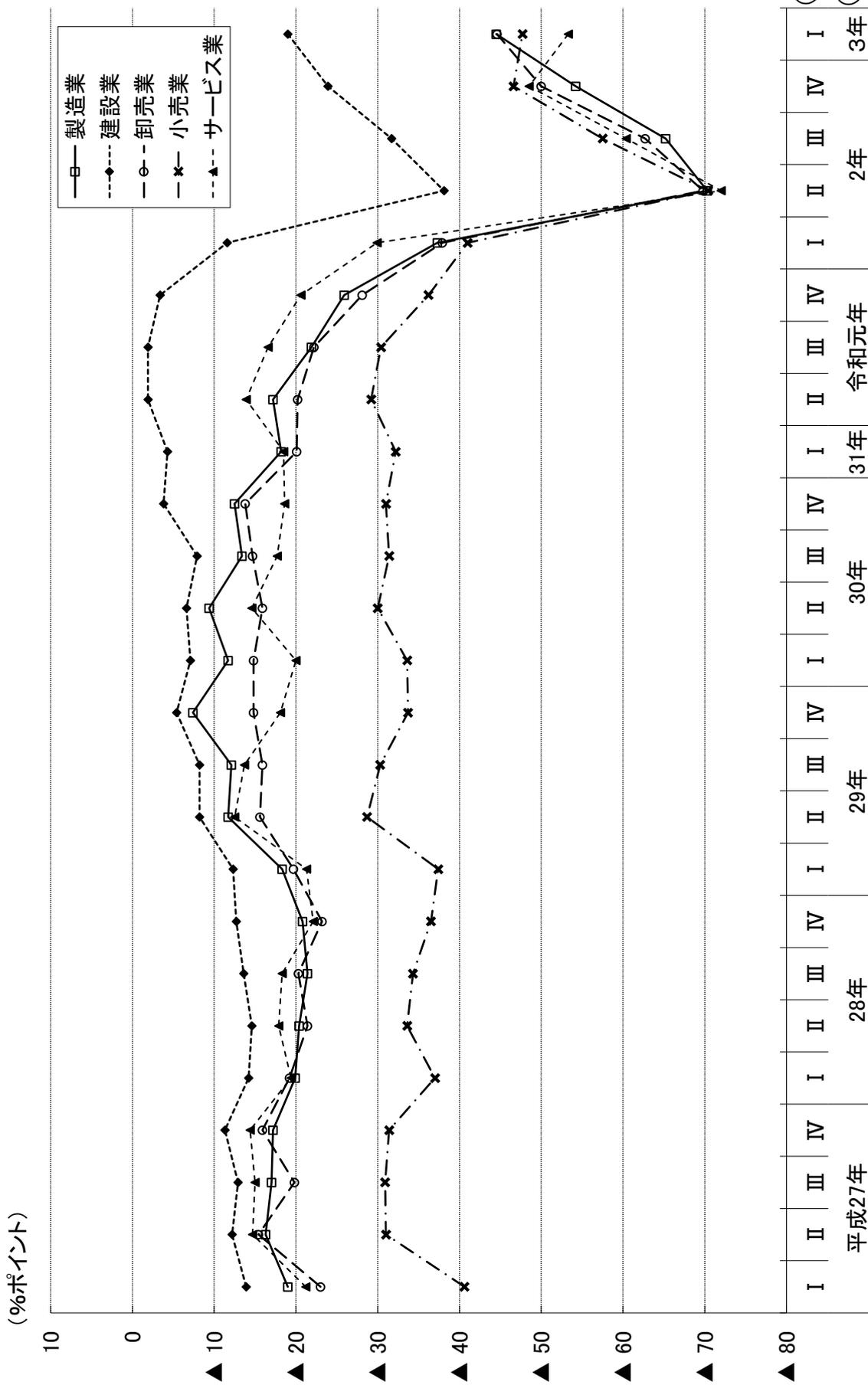
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注)前年同期比「好転」-「悪化」

11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計				製造業				非製造業					
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
	資本金1億円以上	資本金1千万円未満	資本金1億円以上	資本金1千万円未満	資本金1億円以上	資本金1千万円未満	資本金1億円以上	資本金1千万円未満	資本金1億円以上	資本金1千万円未満	資本金1億円以上	資本金1千万円未満		
平成22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4

(資料出所) 法人企業統計年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

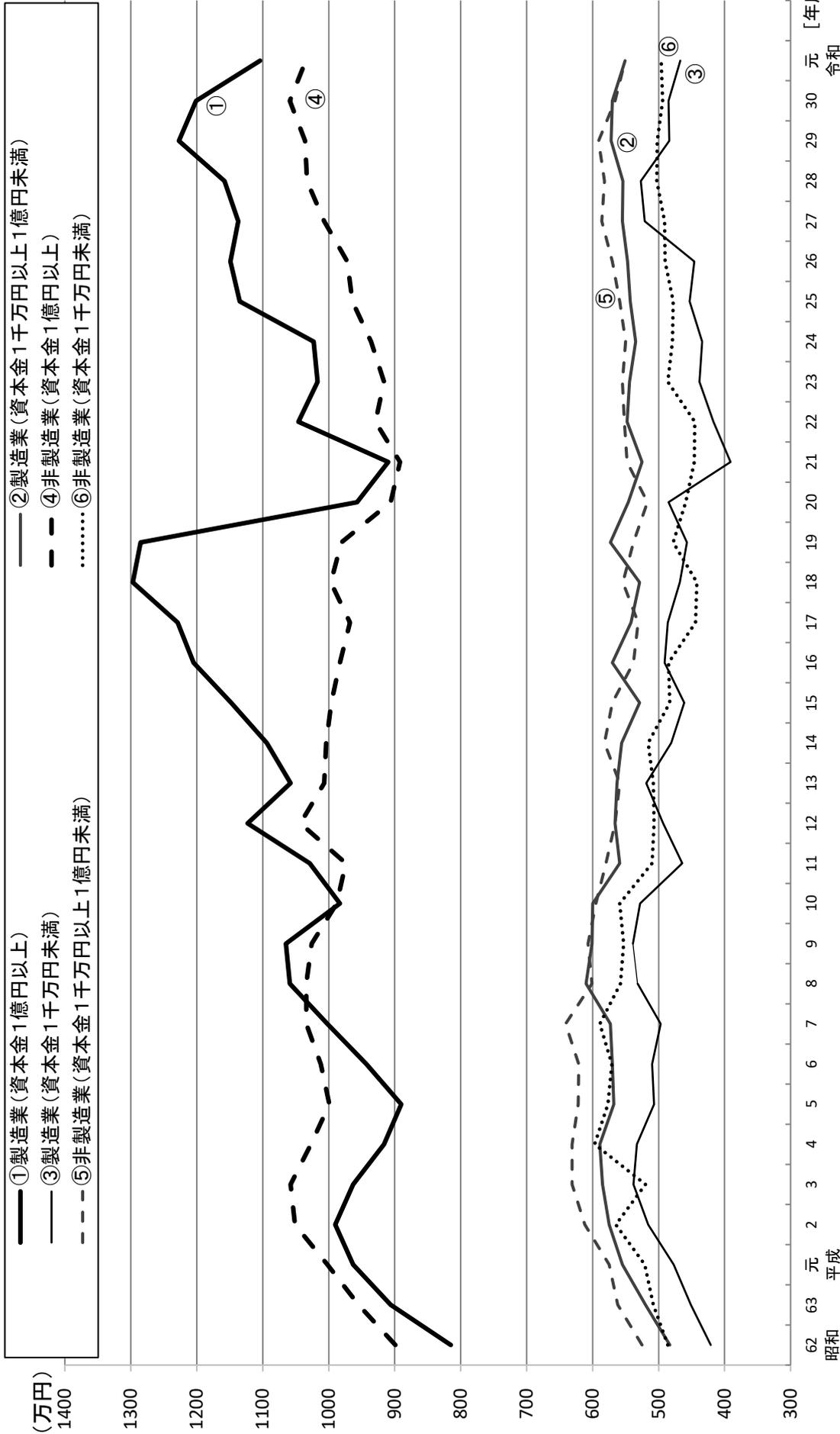
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」
 従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数
 [付加価値額]の算出は下記のとおり
 [平成18年度(2006年度)調査以前]
 付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課
 [従業員数]は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である

[平成19年度(2007年度)調査以降]
 付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

II 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成29年度） （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	標準生計費（月額、令和2年4月） 4人世帯 （円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	新規卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和2年） 男性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）	女性 （千円）	指数 （東京=100）	順位 （位）
A ランク	東京都	5,427	100.0	1	218,000	100.0	9	181.9	100.0	10	186.7	100.0	3
	神奈川県	3,227	59.5	11	218,230	100.1	8	193.3	106.3	1	181.2	97.1	6
	大阪府	3,183	58.7	13	171,410	78.6	40	189.6	104.2	2	188.1	100.7	2
	愛知県	3,685	67.9	2	230,210	105.6	6	178.7	98.2	19	180.6	96.7	8
	埼玉県	3,067	56.5	17	286,700	131.5	1	187.7	103.2	3	189.6	101.6	1
	千葉県	3,193	58.8	12	232,060	106.4	5	179.4	98.6	18	183.3	98.2	4
	東京都	3,018	55.6	18	174,640	80.1	37	177.6	97.6	23	176.0	94.3	15
	兵庫県	2,966	54.7	22	169,720	77.9	42	182.5	100.3	8	181.5	97.2	5
	静岡県	3,388	62.4	4	210,760	96.7	12	185.0	101.7	4	178.3	95.5	12
	茨城県	3,290	60.6	8	187,250	85.9	25	182.4	100.3	9	172.8	92.6	19
B ランク	栃木県	3,306	60.9	7	179,658	82.4	32	181.9	100.0	10	169.8	90.9	24
	群馬県	3,413	62.9	3	187,113	85.8	26	180.8	99.4	14	170.6	91.4	21
	千葉県	3,167	58.4	14	185,269	85.0	28	177.1	97.4	25	164.8	88.3	35
	長野県	2,940	54.2	25	175,720	80.6	36	174.1	95.7	34	174.1	96.0	11
	富山県	3,319	61.2	6	206,916	94.9	14	180.7	99.3	15	168.8	90.4	26
	山梨県	3,111	57.3	15	205,430	94.2	15	181.8	99.9	12	174.3	93.4	16
	三重県	2,973	54.8	20	194,040	89.0	23	174.6	96.0	32	179.6	96.2	10
	奈良県	3,325	61.3	5	216,620	99.4	10	183.5	100.9	6	177.2	94.9	13
	和歌山県	2,839	52.3	30	179,640	82.4	33	176.1	96.8	28	173.4	92.9	17
	徳島県	2,962	54.6	23	181,150	83.1	31	178.7	98.2	19	166.0	88.9	31
C ランク	香川県	3,018	55.6	19	171,059	78.5	41	176.9	97.3	26	164.9	88.3	34
	愛媛県	2,600	47.9	40	233,780	107.2	4	175.0	96.2	30	180.5	96.7	9
	高知県	2,944	54.2	24	211,166	96.9	11	175.8	96.6	29	173.1	92.7	18
	福岡県	2,888	53.2	27	220,740	101.3	7	179.6	98.2	17	170.9	91.5	20
	山口県	3,258	60.0	10	202,823	93.0	18	178.6	98.2	21	166.9	89.4	30
	広島県	2,849	52.5	29	194,150	89.1	22	176.2	96.9	27	176.6	94.6	14
	岡山県	3,265	60.2	9	186,230	85.4	27	181.8	99.9	12	168.6	90.3	27
	広島県	2,797	51.5	31	234,720	107.7	3	171.1	94.1	35	159.6	85.5	45
	徳島県	2,682	49.4	36	197,790	90.7	20	174.7	96.0	31	165.0	88.4	33
	新潟県	2,873	52.9	28	168,320	77.2	43	177.7	97.7	22	170.3	91.2	22
D ランク	新潟県	3,091	57.0	16	176,260	80.9	34	182.7	100.4	7	167.1	89.5	29
	福島県	2,971	54.8	21	205,240	94.1	16	177.6	97.6	23	169.1	90.6	25
	茨城県	2,710	49.9	34	176,200	80.8	35	168.0	92.4	40	167.4	89.7	28
	栃木県	2,923	53.9	26	184,510	84.6	29	163.6	89.9	46	158.7	85.0	46
	群馬県	2,741	50.5	33	143,330	65.7	47	170.6	93.8	37	166.0	88.9	31
	埼玉県	2,553	47.0	42	207,550	95.2	13	171.0	94.0	36	170.2	91.2	23
	千葉県	2,485	45.8	46	199,310	91.4	19	180.5	99.2	16	164.5	88.1	36
	東京都	2,613	48.2	39	195,188	89.5	21	174.2	95.8	33	162.6	87.1	39
	東京都	2,571	47.4	41	172,420	79.1	39	167.7	92.2	42	162.6	87.1	39
	東京都	2,650	48.8	37	188,050	86.3	34	167.9	92.3	41	162.8	87.2	38
資料出所	東京都	2,772	51.1	32	203,090	93.2	17	169.0	92.9	39	163.7	87.7	37
	東京都	2,492	45.9	43	172,990	79.4	38	159.4	87.6	47	162.1	86.8	41
	東京都	2,630	48.5	38	235,380	108.0	2	184.0	101.2	5	162.0	86.8	42
	東京都	2,490	45.9	44	181,290	83.2	30	165.5	91.0	45	161.8	86.7	43
	東京都	2,699	49.7	35	164,910	75.6	45	169.2	93.0	38	158.5	84.9	47
	東京都	2,487	45.8	45	167,360	76.8	44	166.7	91.6	44	160.0	85.7	44
	東京都	2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	167.1	91.9	43	180.7	96.8	7
	東京都	2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	167.1	91.9	43	180.7	96.8	7
	東京都	2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	167.1	91.9	43	180.7	96.8	7
	東京都	2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	167.1	91.9	43	180.7	96.8	7

(注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
 3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SSNA）。

2 有効求人倍率の推移（都道府県別）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京都	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45
	東京都	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87
	大阪府	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29
	愛知県	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21
	埼玉県	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.31	1.23	1.33	1.00
B ランク	東京都	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.24	1.35	1.31	0.98
	東京都	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17
	兵庫県	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04
	静岡県	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04
	滋賀県	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.29	1.38	1.35	0.95
	茨城県	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.62	1.62	1.33
	栃木県	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06
	千葉県	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42
	東京都	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16
	東京都	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.91	1.80	1.96	1.31
C ランク	東京都	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16
	東京都	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05
	群馬県	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.71	1.26
	東京都	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59
	石川県	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31
	香川県	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42
	長崎県	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21
	宮城県	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26
	福山県	0.57	0.70	0.94	0.96	1.11	1.32	1.50	1.60	1.57	1.15
	山口県	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27
D ランク	福山県	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39
	岐阜県	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64
	福和県	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05
	北海道	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03
	北海道	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.50	1.70	1.64	1.28
	新潟県	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.50	1.70	1.28
	徳島県	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.16
	福山県	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.25
	大分県	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.53	1.19
	山形県	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.64	1.54	1.15

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

3 失業率の推移（都道府県別）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年1月～3月
A ランク	東京都	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3	3.1	2.7
	神奈川県	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.9	2.5
	大阪府	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.9
	愛知県	3.6	3.7	3.2	2.7	2.5	2.4	2.4	2.4	1.7	2.5	2.7
B ランク	埼玉県	4.7	4.4	4.1	3.5	3.2	3.1	2.9	2.5	2.3	2.7	2.7
	千葉県	4.4	4.1	3.7	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.7
	東京都	4.8	4.8	3.9	3.6	3.3	3.1	2.7	2.7	2.5	2.4	2.9
	兵庫県	4.6	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	3.4	2.7	2.5	2.7	2.8
	静岡県	3.6	3.3	3.2	2.8	2.7	2.5	2.5	2.3	1.9	2.4	2.5
	滋賀県	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.1	2.0	2.1	1.9	2.8
	茨城県	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.8	2.4	2.2	2.4	2.7
	栃木県	4.2	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.7	2.3	2.0	2.2	2.5
	群馬県	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.8	2.8	2.4	2.4	2.4	2.5
	長野県	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.1	1.7	2.1	2.6
C ランク	富山県	3.3	3.0	2.8	2.6	2.5	2.3	2.1	1.8	1.8	1.9	2.1
	三重県	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	1.9	1.8	1.1	1.2	1.7	1.8
	山梨県	3.8	3.4	3.1	2.3	2.2	1.9	1.9	1.8	1.1	1.2	2.0
	群馬県	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.8	2.5	2.1	1.9	1.8	2.7
	山梨県	3.7	3.4	3.7	3.2	3.0	2.8	2.5	2.1	1.9	2.3	2.5
	静岡県	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.1	2.1	1.9	1.4	1.6	2.1
	石川県	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.6	2.6	2.0	1.8	2.3
	香川県	4.5	4.3	3.8	3.5	3.2	3.0	3.0	2.6	2.4	2.2	2.3
	徳島県	5.7	4.8	4.2	3.6	3.7	3.3	3.3	2.9	2.6	2.5	3.4
	宮城県	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	3.5	3.5	3.3	2.9	2.8	3.1
	福井県	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.8	2.4	2.0	1.8	1.8	1.8
	山梨県	3.7	3.4	3.0	2.5	2.3	2.1	2.1	1.9	1.3	1.3	1.7
	岐阜県	3.0	2.6	2.6	2.4	1.8	1.9	1.9	1.7	1.4	1.4	1.9
	福井県	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	2.2	1.8	1.9	1.6	2.6
D ランク	北海道	5.2	5.2	4.6	4.1	3.9	3.6	3.3	2.9	2.6	3.0	3.0
	青森県	4.0	3.7	3.5	3.3	3.5	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.7
	岩手県	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.7	2.5	1.9	2.2	2.2
	宮城県	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.4	2.1	2.4	2.8
	秋田県	4.1	4.0	3.8	3.3	2.9	2.5	2.4	2.4	2.0	2.0	2.2
	山形県	4.3	3.8	3.1	2.9	2.7	2.4	2.4	1.9	1.7	2.0	2.8
	福島県	4.2	3.4	3.4	3.2	2.8	2.6	2.5	2.5	1.7	2.2	2.4
	茨城県	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.1	1.1	1.4	1.6	2.3
	栃木県	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	2.3	2.0	2.0	2.3	2.7
	群馬県	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	3.1	2.9	2.7	2.6	2.9
資料出所	総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」											
	1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。（北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計）											
	2 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず（北海道、沖縄県を除く）、標本規模も小さいことから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。											
	3 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。											
	4 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県については、補完推計値を用いて推計した値である。											

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京都	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	-
	神奈川県	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	-
	大阪府	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	298,031	298,470	297,353	-
	愛知県	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	-
	埼玉県	264,479	258,803	258,139	268,451	250,629	252,467	255,920	267,493	267,480	-
	千葉県	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	267,512	269,050	275,330	-
	東京都	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	-
	兵庫県	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	270,601	282,497	284,184	-
	静岡県	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,851	-
	滋賀県	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	288,400	285,700	290,321	-
B ランク	茨城県	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	-
	栃木県	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	-
	広島県	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	-
	長野県	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	274,964	-
	富山県	263,741	271,069	271,776	273,590	271,966	274,810	273,582	273,646	272,536	-
	山梨県	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	-
	三井物産	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	-
	群馬県	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	-
	岡山県	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	-
	石川県	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	-
C ランク	香川県	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	-
	奈良県	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	-
	宮城県	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	-
	福井県	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	-
	山口県	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	-
	岐阜県	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	-
	福井県	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	-
	和歌山県	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	-
	北海道	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	-
	新潟県	264,834	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	-
D ランク	徳島県	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	-
	高知県	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	-
	大分県	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	-
	山形県	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	-
	愛媛県	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	-
	島根県	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	-
	鳥取県	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	-
	熊本県	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	-
	長崎県	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	-
	高知県	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	-
E ランク	鹿児島県	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	-
	鹿儿岛県	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	228,372	230,603	229,388	233,038	-
	佐賀県	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	-
	青森県	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	-
	秋田県	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,040	250,851	245,127	-
	宮城県	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	-
	沖縄県	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	-

資料出所 厚生労働省「毎月労働統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。
2 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

(単位：時間)

ランク	都道府県	総実労働時間												所定外労働時間											
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年				
A ランク	東京都	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	-	13.0	13.7	13.7	14.0	13.5	12.7	12.4	12.3	13.0	-				
	千葉県	142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	140.2	-	13.0	12.0	12.1	12.7	13.5	13.1	12.6	12.6	13.6	-				
	大阪府	148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	141.9	-	11.2	11.9	11.8	12.6	12.5	12.5	12.0	11.5	11.6	-				
	愛知県	151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	147.8	-	14.0	13.9	14.5	15.2	16.3	16.2	16.1	16.3	15.5	-				
	埼玉県	141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	138.8	-	10.3	11.3	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	12.0	-				
B ランク	東京都	143.9	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	139.4	-	10.8	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	11.8	11.6	-				
	東京都	146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	-	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	-				
	兵庫県	146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	-	13.3	11.4	11.5	12.1	12.2	12.2	11.5	12.8	12.0	-				
	静岡県	151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	-	13.6	12.2	12.7	13.5	14.2	14.5	14.7	13.4	12.6	-				
	滋賀県	149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	-	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.6	-				
	茨城県	151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	-	12.7	16.3	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	13.3	-				
	栃木県	156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	-	13.6	14.8	15.2	15.5	14.3	14.6	15.1	13.3	12.3	-				
	広島県	153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	153.3	151.7	-	13.6	12.4	13.4	14.6	14.7	14.6	14.7	14.3	14.0	-				
	長門県	152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	147.4	-	10.4	10.7	11.2	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	-				
	富山県	155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	-	11.7	12.3	11.8	12.4	13.3	13.5	13.6	12.9	11.7	-				
富山県	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	-	11.9	15.1	15.3	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	14.6	-					
C ランク	山梨県	152.9	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	146.0	-	11.5	12.2	11.9	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	12.6	-				
	群馬県	151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	-	11.8	14.0	14.5	14.9	12.9	13.0	13.2	13.9	13.2	-				
	岡山県	160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	-	14.8	13.4	14.0	14.3	13.8	13.3	13.4	13.2	12.5	-				
	香川県	155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	-	12.0	11.0	11.7	12.0	12.7	13.1	13.0	11.8	11.4	-				
	石川県	151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	-	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	-				
	長崎県	142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	-	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	8.7	-				
	福岡県	150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	-	11.3	11.8	12.4	12.9	12.7	12.6	12.0	12.3	12.3	-				
	福岡県	153.0	153.4	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	-	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	-				
	山口県	151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	-	12.0	11.9	12.6	14.0	13.6	13.0	13.1	12.9	12.4	-				
	岐阜県	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	-	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.9	12.3	14.8	-				
	福井県	155.8	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	-	10.7	10.9	10.9	11.7	12.9	12.9	12.8	12.9	14.2	-				
	山梨県	144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	143.6	-	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	-				
	北海道	150.2	150.8	149.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	-	10.6	10.8	11.5	11.3	11.0	10.8	10.7	10.6	10.8	-				
	新潟県	155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	-	11.1	11.6	12.0	12.4	12.8	12.4	12.3	11.3	11.3	-				
	徳島県	151.5	155.3	154.8	156.2	157.3	156.8	157.4	152.9	147.8	-	10.0	10.2	10.6	11.8	13.2	13.1	12.8	13.0	9.7	-				
D ランク	島根県	154.6	157.1	157.0	157.3	160.1	158.2	158.1	157.9	152.6	-	10.6	11.2	12.1	12.4	14.2	13.4	13.4	14.8	12.9	-				
	福井県	157.3	155.3	153.8	154.3	156.2	156.7	158.1	153.5	149.0	-	13.3	10.4	10.2	10.9	12.3	12.6	13.6	12.5	11.0	-				
	大分県	156.8	160.1	159.8	160.6	156.5	156.2	157.0	158.2	153.6	-	11.6	11.8	12.8	13.7	12.9	12.5	13.0	12.8	11.4	-				
	山梨県	152.8	154.7	153.0	153.3	154.0	153.7	153.0	146.9	143.2	-	10.7	11.0	11.0	11.5	11.4	11.0	10.5	10.5	9.8	-				
	愛媛県	151.4	154.8	155.2	155.7	153.0	153.6	155.8	150.7	150.5	-	10.8	11.2	11.7	12.4	12.3	12.2	14.7	13.2	12.5	-				
	鳥取県	152.1	153.4	152.2	150.6	153.4	153.8	154.3	155.1	150.5	-	8.2	9.4	9.9	9.7	9.4	9.9	9.7	11.8	11.5	-				
	熊本県	155.6	155.3	155.3	155.0	152.1	151.2	153.1	152.3	149.5	-	11.3	11.0	11.8	12.1	10.8	11.1	11.7	11.8	11.1	-				
	高知県	163.8	152.5	150.3	150.7	158.4	157.8	157.6	150.9	149.3	-	15.0	11.9	12.2	12.7	13.0	12.4	12.7	11.3	10.9	-				
	長門県	149.9	154.7	153.9	154.0	149.0	147.9	146.7	148.9	148.2	-	11.1	10.5	10.2	10.7	11.1	10.4	9.5	10.7	10.7	-				
	岩手県	154.6	160.3	159.0	157.7	157.3	157.1	157.3	155.1	154.3	-	10.6	12.3	12.2	12.0	13.0	13.1	13.3	12.4	12.7	-				
	島根県	152.0	154.3	152.2	152.1	148.4	148.3	147.4	147.0	145.1	-	10.2	9.2	9.0	9.2	10.5	10.9	10.9	10.6	9.8	-				
	鹿児島県	157.7	158.6	157.7	156.4	156.6	156.6	156.6	158.8	152.8	-	10.3	11.0	11.6	11.7	11.9	11.4	12.1	14.5	13.0	-				
	佐賀県	153.7	154.4	153.8	154.7	157.8	157.1	159.6	156.7	152.2	-	10.4	9.4	9.7	10.7	14.9	14.6	16.0	12.6	12.1	-				
	青森県	154.1	155.4	154.2	153.9	151.3	151.4	152.5	154.7	150.9	-	10.1	10.2	10.7	10.9	8.9	8.6	8.9	10.9	9.8	-				
	秋田県	155.2	153.3	152.3	152.3	155.6	153.5	153.5	150.2	148.2	-	9.6	10.0	10.1	10.2	12.1	12.0	12.0	11.0	10.1	-				
宮城県	150.7	150.6	150.4	150.5	150.7	149.9	150.6	146.2	144.0	-	9.5	9.6	9.8	10.3	10.3	9.9	10.6	8.2	9.9	-					

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
(注) 1 事業所規模30人以上の数値である。
2 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

5 消費者物価指数等の推移 (1) 消費者物価対前年上昇率の推移

(単位：%)

ランク	都道府県 (注1・2)	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年					
		1月	2月	3月	4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月	1月	2月	3月	4月	5月	
Aランク	東京都	△ 0.5	△ 0.5	0.2	3.0	1.0	△ 0.1	0.3	1.1	0.9	0.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2
	神奈川県	△ 0.3	0.1	0.5	3.0	1.1	△ 0.2	0.3	1.2	0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.4
	大阪府	△ 0.6	0.0	0.3	2.9	1.2	△ 0.1	△	0.9	0.6	△ 0.2	△ 1.4	△ 1.2	△ 1.1	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.2
	兵庫県	△ 0.5	0.3	0.2	3.2	1.2	△ 0.3	0.4	1.1	0.1	△ 0.1	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4
	千葉県	△ 0.1	0.5	0.8	3.4	1.0	△ 0.4	0.4	1.1	0.7	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.7	△ 1.3	△ 1.3	△ 0.8
Bランク	東京都	△ 0.1	△ 0.1	0.8	3.5	1.0	0.0	0.6	1.1	0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.2	0.0	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2
	神奈川県	△ 0.5	△ 0.2	0.2	3.0	1.2	0.3	0.2	0.9	0.7	0.8	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.3	△ 0.8	△ 0.8
	大阪府	△ 0.4	0.0	0.3	3.5	1.2	△ 0.3	0.6	1.2	0.3	0.0	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.6
	兵庫県	△ 0.4	0.2	1.1	3.5	1.0	△ 0.4	0.7	1.3	0.6	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.3	0.0	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.6
	千葉県	△ 0.1	0.4	0.6	3.9	1.4	△ 0.2	0.6	0.9	0.9	0.7	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3
Cランク	東京都	△ 0.3	△ 0.3	0.4	2.9	1.8	△ 0.3	0.3	0.9	1.1	0.3	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2
	神奈川県	△ 0.3	△ 0.2	0.2	3.1	1.2	0.0	0.9	1.4	1.1	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2
	大阪府	△ 0.6	△ 0.1	0.1	3.3	1.0	△ 0.3	0.5	1.3	0.0	△ 0.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.0
	兵庫県	△ 0.4	△ 0.3	0.8	3.4	1.0	△ 0.2	0.8	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.3
	千葉県	△ 0.7	△ 0.5	0.3	2.8	2.1	0.5	0.5	0.9	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.0	0.3	△ 0.3	0.3	△ 0.3
Dランク	東京都	△ 0.4	△ 0.2	0.2	3.5	1.1	△ 0.2	0.5	1.4	0.8	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.4	0.0	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.1
	神奈川県	△ 0.3	△ 0.3	0.3	3.6	1.1	△ 0.1	0.7	0.8	△	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3
	大阪府	△ 0.6	△ 0.6	0.1	2.9	0.7	△ 0.1	0.3	0.8	0.1	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	0.1	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.3
	兵庫県	△ 0.4	△ 0.1	0.4	3.3	1.1	△ 0.3	0.6	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.3	0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2
	千葉県	△ 0.7	△ 0.5	0.8	3.2	1.2	△ 0.2	0.6	0.9	0.7	0.1	△ 0.2	0.1	0.3	△ 0.2	0.1	△ 0.1

資料出所 総務省「消費者物価指数」
 (注) 1 数値は、都道府県庁所在都市のものである。
 2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県 (注1～3)	消費者物価地域差指数 (全国平均=100)													
	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年				
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ランク	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	103.4	103.0	103.4	103.0	103.4	103.0
東 京	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	103.0	103.9	104.2	103.9	103.0	103.9	103.0
神 奈 川	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	99.6	99.6	99.4	99.0	98.3	98.3
大 阪	99.3	99.7	99.9	99.9	99.7	99.4	99.4	99.0	99.0	99.4	99.3	99.0	98.3	98.3
愛 知	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9
埼 玉	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.4	101.1	101.4	101.1	101.4	101.1
千 葉	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	100.9	101.1	100.9	101.1	100.9	100.9
京 都	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	100.6	101.0	100.6	101.0	100.6	100.6
兵 庫	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.6	99.1	99.6	99.1	99.6	99.1
静 岡	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	100.8	100.9	100.8	100.9	100.8	100.8
滋 賀	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	99.2	99.1	99.2	99.1	99.2	99.1
茨 城	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	99.7	99.4	99.7	99.7	99.7	99.7
栃 木	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.1	99.4	99.1	99.4	99.1	99.4
広 島	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	98.8	98.1	98.8	98.1	98.8	98.1
長 門	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	99.5	100.1	99.5	100.1	99.5	100.1
富 山	99.7	99.9	100.6	98.7	98.7	98.8	99.2	98.7	98.8	99.2	98.7	98.8	99.2	98.7
三 重	98.9	99.6	99.9	98.7	98.7	98.8	98.9	98.7	98.8	98.9	98.7	98.8	98.9	98.7
山 梨	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	97.3	96.9	97.3	96.9	97.3	96.9
群 馬	100.4	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	99.1	98.8	99.1	98.8	99.1	98.8
岡 山	102.9	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	100.7	100.5	100.7	100.5	100.7	100.5
石 川	98.7	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	99.6	99.4	99.6	99.4	99.6	99.4
香 川	97.3	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	97.3	97.0	97.3	97.0	97.3	97.0
奈 高	97.7	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	100.0	99.4	100.0	99.4	100.0	99.4
宮 城	97.4	97.4	97.5	97.7	98.3	97.6	97.4	97.7	98.0	97.4	97.7	98.0	97.7	98.0
福 山	100.1	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	100.1	99.5	100.1	99.5	100.1	99.5
山 口	97.5	98.4	98.2	98.3	98.3	98.0	98.3	98.9	98.8	98.3	98.9	98.8	98.3	98.8
阜 井	98.1	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9	100.0	99.9
岐 阜	101.8	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.5	100.0	100.1	100.5	100.0	100.5	100.0
福 井	99.0	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	100.7	100.5	100.7	100.5	100.7	100.5	100.7
北 海 道	98.7	98.6	99.1	99.0	99.5	99.3	99.2	99.1	99.1	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1
新 潟	101.1	100.3	99.8	98.6	99.3	99.3	99.8	101.2	101.4	101.2	101.4	101.2	101.4	101.2
徳 島	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	100.8	101.2	100.8	100.8	101.2	100.8
福 大	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	99.5	99.1	99.5	99.1	99.5	99.1
山 分	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	100.6	100.4	100.6	100.0	100.6	100.0
愛 形	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	98.7	99.0	98.7	99.0	98.7	99.0
媛 愛	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.3	100.3	100.4	100.3	100.4	100.3	100.4
根 島	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	98.9	99.0	98.9	99.0	98.9	98.9
取 本	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	99.3	99.4	99.3	99.4	99.3	99.4
熊 本	102.6	102.3	102.4	100.3	102.0	101.8	101.7	101.0	100.6	101.0	100.6	101.0	100.6	101.0
長 崎	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	100.4	100.1	100.4	100.1	100.4	100.1
高 知	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	99.4	99.8	99.4	99.8	99.4	99.8
岩 手	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	96.6	97.3	97.6	97.8	97.3	97.6	97.8	97.3	97.6
鹿 島	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.8	98.1	97.8	98.1	97.8	98.1	97.8
佐 賀	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	99.3	99.2	99.3	99.2	99.3	99.2
青 森	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	97.7	98.1	98.6	98.6	98.1	98.6	98.6	98.1	98.6
秋 田	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	96.9	97.4	97.7	97.4	97.7	97.4	97.7	97.4	97.7
宮 崎	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.9	100.3	99.9	100.3	99.9	100.3	99.9
沖 縄	100.0	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	98.9	99.1	100.4	99.1	100.4	99.1	100.4	99.1

資料出所 総務省「小売物価統計調査（構造編）」（平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による）

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在都市のものである。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

3 令和2年結果は、令和3年9月公表予定。

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					増減(%)				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京都	737	750	797	812	-	1.4	1.7	6.3	1.9	-
	神奈川県	273	276	299	303	-	0.8	1.4	8.2	1.3	-
	大阪府	384	392	389	394	-	2.3	2.0	△ 0.7	1.2	-
	愛知県	300	302	319	320	-	0.5	0.7	5.5	0.4	-
	埼玉県	208	209	211	214	-	0.5	0.3	1.2	1.5	-
	千葉県	168	169	174	172	-	0.4	0.8	2.6	△ 0.9	-
	京都府	87	88	92	95	-	0.7	1.0	4.2	4.1	-
	兵庫県	172	172	180	182	-	0.7	△ 0.2	4.7	0.9	-
	静岡県	140	140	140	141	-	0.2	0.1	△ 0.2	1.0	-
	静岡県	48	49	51	51	-	0.6	2.2	△ 3.5	△ 0.9	-
B ランク	茨城県	100	100	99	99	-	0.6	0.3	△ 0.5	△ 0.4	-
	栃木県	72	71	70	70	-	0.9	△ 0.5	△ 1.7	0.6	-
	広島県	100	101	105	107	-	0.0	0.4	4.6	1.7	-
	長野県	72	73	75	74	-	1.2	0.8	2.8	△ 0.7	-
	山梨県	41	42	42	42	-	0.6	1.1	0.1	0.1	-
	三重県	62	63	65	65	-	△ 0.2	0.8	3.3	0.1	-
	三重県	27	28	29	29	-	0.0	1.4	4.1	0.1	-
	群馬県	71	71	73	73	-	0.5	0.1	3.4	△ 0.1	-
	群馬県	67	68	68	68	-	1.0	0.4	0.5	0.7	-
	群馬県	43	44	43	44	-	1.7	0.2	△ 1.8	2.3	-
C ランク	香川県	33	34	34	35	-	0.7	1.5	0.9	1.3	-
	奈良県	34	33	39	39	-	0.7	△ 1.7	16.4	0.2	-
	宮城県	83	83	81	80	-	0.8	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	-
	福井県	166	166	180	180	-	△ 1.1	0.3	8.4	△ 0.3	-
	山口県	49	50	48	49	-	1.9	1.5	△ 2.5	0.2	-
	岐阜県	67	66	68	68	-	2.1	△ 0.2	2.0	0.2	-
	福井県	29	29	30	30	-	1.1	0.8	0.7	1.2	-
	福井県	28	28	29	29	-	3.1	0.9	3.3	0.1	-
	北海道	175	177	177	179	-	△ 0.1	0.9	△ 0.3	1.4	-
	北海道	81	81	80	82	-	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	2.5	-
D ランク	徳島県	23	23	24	23	-	0.9	△ 0.1	4.4	△ 1.4	-
	徳島県	67	68	65	66	-	0.1	1.2	△ 4.3	1.7	-
	徳島県	39	39	38	38	-	0.4	0.2	△ 2.5	0.2	-
	徳島県	38	38	38	38	-	0.3	0.5	△ 0.9	1.3	-
	徳島県	43	43	45	46	-	0.0	0.4	3.8	1.4	-
	徳島県	23	24	23	24	-	0.1	1.7	△ 1.2	1.1	-
	徳島県	18	18	18	18	-	0.4	0.9	△ 3.7	1.2	-
	徳島県	54	54	57	58	-	0.6	0.3	5.2	0.9	-
	徳島県	42	42	43	43	-	0.8	△ 0.1	1.9	1.1	-
	徳島県	21	22	23	23	-	2.0	2.2	2.8	0.9	-
全国計	全国計	4,877	5,003	4,981	5,078	5,130	2.1	2.5	1.1	2.0	1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県の数値は、労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京	953	983	1,006	1,028	1,039	1.9	3.1	2.3	2.2	1.0
	神奈川	209	215	220	223	226	2.0	3.2	2.0	1.4	1.3
	大阪	344	354	362	368	370	1.4	2.8	2.2	1.7	0.7
	愛知	272	281	286	291	293	1.7	3.1	1.9	1.8	0.5
	埼玉	142	148	151	154	156	2.5	4.1	2.4	1.7	1.5
	千葉	114	119	122	124	126	2.5	4.6	2.4	2.0	1.5
	京都	72	74	75	76	77	1.0	2.6	1.4	1.3	0.8
	兵庫	134	138	141	142	143	1.3	3.3	1.8	1.3	0.6
	静岡	112	115	117	118	118	1.1	3.0	1.5	1.2	0.2
	滋賀	37	38	39	40	40	1.7	3.6	2.1	1.8	0.3
B ランク	茨城	75	78	79	80	81	1.3	3.1	1.8	1.3	0.9
	栃木	55	56	57	58	58	1.5	2.9	1.8	1.3	0.8
	広島	97	99	101	102	102	1.5	2.5	1.5	0.9	0.3
	長野	61	62	63	64	64	1.4	2.5	1.6	1.0	0.2
	富山	36	37	37	37	37	0.9	2.3	1.0	0.6	△ 0.3
	三重	47	49	50	50	51	1.1	3.2	2.3	1.2	0.1
	三山	21	22	22	22	23	1.6	3.3	2.2	1.5	0.7
	群馬	58	60	61	62	63	1.8	3.4	2.2	1.6	0.8
	岡山	57	59	60	60	61	1.7	2.7	1.1	1.2	0.9
	石川	37	38	38	39	39	1.8	3.1	1.7	0.8	0.0
C ランク	香川	31	32	32	33	33	1.1	2.5	1.4	0.9	0.8
	奈良	23	24	25	25	25	2.0	3.7	1.9	1.3	0.8
	宮城	70	72	73	74	74	1.4	2.8	1.4	0.9	0.0
	福岡	162	168	172	174	177	1.7	3.6	2.0	1.5	1.4
	山口	39	40	41	41	41	1.6	2.6	1.0	0.7	0.0
	岐阜	57	59	60	60	61	1.5	2.8	1.6	1.2	0.4
	福井	25	26	26	26	26	1.1	2.8	1.1	0.9	0.3
	福和	23	24	24	24	24	1.1	2.8	1.2	0.8	0.3
	歌山	148	152	154	156	157	1.4	2.7	1.2	1.1	0.8
	北海道	71	72	73	73	73	0.6	1.6	1.2	0.6	△ 0.3
D ランク	新潟	20	20	20	20	20	1.4	1.0	0.4	0.7	0.0
	徳島	56	58	58	58	58	1.3	2.0	0.9	0.4	△ 0.3
	福大	32	33	34	34	33	0.8	2.5	1.0	0.1	△ 0.1
	山形	32	32	33	33	32	0.3	1.6	0.8	0.2	△ 0.6
	愛媛	39	40	41	41	41	1.4	2.5	1.2	0.5	0.2
	島根	20	20	21	21	21	0.4	1.9	0.7	0.3	△ 0.8
	鳥取	16	16	16	16	16	1.0	2.3	1.0	0.7	△ 0.1
	熊本	46	48	49	49	50	0.8	2.5	2.4	1.1	0.7
	長崎	36	37	37	37	37	1.2	2.3	0.8	0.0	△ 0.1
	高知	19	20	20	20	20	0.7	1.8	0.5	0.1	△ 0.2
全国計	岩手	36	37	37	37	37	0.4	1.6	0.6	0.2	△ 0.4
	鹿島	44	45	46	46	46	0.7	2.2	0.9	0.8	0.3
	佐賀	23	24	24	24	24	1.0	1.9	1.2	0.6	0.4
	青森	35	36	36	36	36	0.6	1.7	0.7	0.3	△ 0.5
	秋田	28	29	29	29	29	△ 0.1	1.4	0.3	△ 0.2	0.4
	宮崎	29	29	30	30	30	0.9	2.7	1.5	0.9	0.3
	沖縄	39	41	42	43	44	3.1	4.4	2.7	2.2	2.0
	全国計	4,134	4,256	4,335	4,399	4,430	1.6	3.0	1.8	1.5	0.7

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」
 (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
 (=雇用保険における一括適用)

- 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
- 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。
- 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京	752	768	792	806	810	1.3	2.2	3.1	1.8	0.5
	神奈川	478	485	496	509	504	2.5	1.6	2.3	2.6	△ 0.9
	大阪	429	434	442	458	461	1.3	1.0	1.9	3.6	0.6
	愛知	392	396	408	415	415	0.6	1.1	3.0	1.7	0.0
	埼玉	376	383	393	398	397	0.9	1.9	2.7	1.4	△ 0.4
	千葉	324	327	332	335	335	0.9	1.0	1.4	1.0	0.0
	京都	133	134	136	137	137	2.0	1.4	1.0	0.8	△ 0.1
	兵庫	268	271	274	275	274	1.6	1.3	1.1	0.1	△ 0.3
	静岡	194	197	200	199	197	0.4	1.4	1.5	△ 0.4	△ 0.9
	滋賀	70	73	76	77	76	△ 0.1	5.5	3.0	1.6	△ 0.9
B ランク	茨城	148	148	149	150	149	0.3	0.4	0.7	0.1	△ 0.3
	栃木	102	102	103	103	102	0.0	0.4	0.6	0.0	△ 0.3
	群馬	141	143	143	144	144	0.9	0.9	0.4	0.6	0.1
	長野	111	112	113	113	112	0.2	0.6	1.2	0.0	△ 0.7
	山梨	56	56	56	56	56	0.5	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.4
	三重	95	93	96	99	96	0.6	△ 0.2	3.4	3.0	△ 2.7
	富山	42	44	45	45	43	△ 0.5	4.8	3.0	△ 0.4	△ 2.9
	山梨	100	100	102	102	102	0.4	0.5	1.4	0.4	△ 0.1
	群馬	94	94	95	95	95	0.5	0.6	0.6	0.2	△ 0.1
	石川	61	61	62	62	61	1.3	0.2	1.5	△ 0.3	△ 0.5
C ランク	香川	48	48	49	49	49	0.0	0.8	1.4	△ 0.2	△ 0.4
	奈良	64	65	65	66	66	0.6	1.6	1.2	0.3	0.0
	宮城	116	119	121	122	122	0.4	2.8	1.7	1.0	△ 0.3
	福岡	249	253	257	259	259	0.8	1.6	1.5	0.7	0.2
	山口	69	69	70	69	68	2.1	0.7	1.0	△ 0.6	△ 1.6
	岐阜	110	111	113	113	113	0.9	1.2	1.4	0.4	△ 0.2
	井川	42	42	42	42	42	△ 0.9	△ 1.4	1.2	0.0	△ 0.5
	福和	48	49	47	48	47	0.2	0.4	△ 2.9	1.7	△ 2.5
	歌山	257	258	264	266	262	0.3	0.4	2.3	0.9	△ 1.3
	北海道	117	118	118	118	117	0.3	0.4	0.7	△ 0.2	△ 0.9
D ランク	徳島	36	36	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
	島根	97	98	98	98	97	0.6	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.5
	分形	58	58	59	59	59	1.8	0.3	1.0	1.0	△ 0.2
	山愛	57	57	57	58	57	△ 2.2	△ 1.4	1.6	1.7	△ 1.9
	媛島	67	67	68	68	68	0.6	0.3	1.3	0.3	△ 0.7
	根取	34	34	36	36	34	△ 0.3	0.6	4.9	△ 0.6	△ 4.2
	鳥取	29	30	30	30	30	1.0	1.4	1.4	0.0	△ 0.3
	熊本	89	90	91	91	91	1.0	1.1	1.0	0.4	0.1
	長崎	67	67	68	67	67	0.3	0.1	1.3	△ 0.6	△ 0.6
	高知	35	35	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
岩手	65	66	67	66	66	2.5	0.2	1.7	△ 0.5	△ 0.9	
鹿児島	79	81	81	80	80	3.1	1.6	0.4	△ 1.6	0.0	
佐賀	42	43	44	42	44	△ 0.9	2.4	0.7	△ 2.5	3.5	
青森	65	65	65	65	65	0.2	0.3	0.3	△ 0.0	△ 0.5	
秋田	49	49	49	49	48	△ 0.6	0.4	0.6	△ 0.4	△ 1.8	
宮崎	55	55	55	55	55	0.6	0.5	0.7	0.2	△ 0.2	
沖縄	68	69	71	73	73	1.9	1.5	2.3	2.7	△ 0.1	
全国計		6,465	6,530	6,664	6,724	6,676	1.0	1.0	2.1	0.9	△ 0.7

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するようにに標準設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標準規模も小さいことなどから、標準誤差が大きく、利用に際して注意が必要。
 2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。
 3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

III 業務統計資料編

令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額			結審年月日 (答申日)	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1013	1013	0	0.00%	8月5日	▲ 労側一部退席	
A	神奈川	1011	1012	1	0.10%	8月5日	●	10月1日
A	大阪	964	964	0	0.00%	8月20日	▲	
A	愛知	926	927	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
A	埼玉	926	928	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	923	925	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
B	京都	909	909	0	0.00%	8月7日	▲	
B	兵庫	899	900	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	静岡	885	885	0	0.00%	8月4日	○	
B	滋賀	866	868	2	0.23%	8月5日	● ▲	10月1日
B	茨城	849	851	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
B	栃木	853	854	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	広島	871	871	0	0.00%	8月21日	▲	
B	長野	848	849	1	0.12%	8月5日	○	10月1日
B	富山	848	849	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	三重	873	874	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	山梨	837	838	1	0.12%	8月12日	○	10月8日
C	群馬	835	837	2	0.24%	8月7日	●	10月3日
C	岡山	833	834	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	石川	832	833	1	0.12%	8月11日	○	10月7日
C	香川	818	820	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
C	奈良	837	838	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	宮城	824	825	1	0.12%	8月3日	○	10月1日
C	福岡	841	842	1	0.12%	8月3日	●	10月1日
C	山口	829	829	0	0.00%	8月11日	▲ 労側一部退席	
C	岐阜	851	852	1	0.12%	8月4日	●	10月1日
C	福井	829	830	1	0.12%	8月6日	● ▲	10月2日
C	和歌山	830	831	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	861	0	0.00%	8月11日	▲	
C	新潟	830	831	1	0.12%	8月4日	○	10月1日
C	徳島	793	796	3	0.38%	8月7日	● 使側一部退席	10月3日
D	福島	798	800	2	0.25%	8月6日	●	10月2日
D	大分	790	792	2	0.25%	8月5日	▲	10月1日
D	山形	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	愛媛	790	793	3	0.38%	8月7日	○	10月3日
D	島根	790	792	2	0.25%	8月3日	○	10月1日
D	鳥取	790	792	2	0.25%	8月6日	○	10月2日
D	熊本	790	793	3	0.38%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	高知	790	792	2	0.25%	8月7日	○	10月3日
D	岩手	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	鹿児島	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	佐賀	790	792	2	0.25%	8月6日	▲	10月2日
D	青森	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	秋田	790	792	2	0.25%	8月5日	○	10月1日
D	宮崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	沖縄	790	792	2	0.25%	8月7日	▲	10月3日
全国加重平均額		901	902			-		-

備考

- 1 全国加重平均額 902円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致 13件 ●使用者側反対 23件 ▲労働者側反対 9件
 ●▲使側一部反対・労働者側一部反対 1件 ●▲使側一部反対・労働者側反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い 18件 前年より遅い 13件 前年と同じ 16件
- 4 発効日 前年より早い 14件 前年より遅い 6件 前年と同じ 20件 (据え置き 7件)
- 5 引上げ状況 据え置き7件 +1円 17件 +2円 14件 +3円 9件
 ※令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、
 現行水準を維持することが適当」とされた。
- 6 異議申出状況 46局 (前年度46局)

(3) 効力発生年月日の推移

都道府県名	年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	都道府県
A ラ ン ク	東京	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	神奈川	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川県
	大阪	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	大阪府
	愛知	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知県
B ラ ン ク	埼玉	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉県
	千葉	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉県
	京都	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	京都府
	兵庫	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫県
	静岡	10.14	10.12	10.12	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.4	静岡県
	滋賀	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.6	10.5	10.1	10.3	滋賀県
	茨城	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城県
	栃木	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木県
	広島	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広島県
	長野	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	長野県
	富山	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富山県
	三重	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三重県
C ラ ン ク	山梨	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	山梨県
	群馬	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.6	10.6	10.6	10.6	10.3	群馬県
	岡山	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.1	10.3	10.2	岡山県
	石川	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.7	石川県
	香川	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香川県
	奈良	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.6	10.1	10.4	10.1	奈良県
	宮城	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.5	10.1	10.1	10.1	宮城県
	福岡	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福岡県
	山口	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	山口県
	岐阜	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐阜県
	福井	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	福井県
	和歌山	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山県
	北海道	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	北海道
	新潟	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	新潟県
	徳島	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	徳島県
	D ラ ン ク	福島	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2
大分		10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	大分県
山形		10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.1	山形県
愛媛		10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	愛媛県
鳥根		11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	鳥根県
島取		10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.12	10.6	10.5	10.2	島取県
熊本		10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊本県
長崎		10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.6	10.3	長崎県
高知		10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.18	10.16	10.13	10.5	10.3	高知県
岩手		11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.16	10.5	10.1	10.1	10.3	岩手県
鹿児島		10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.4	10.1	10.1	10.1	10.3	鹿児島県
佐賀		10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.4	10.2	10.6	10.4	10.2	佐賀県
青森		10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.18	10.20	10.6	10.4	10.4	青森県
秋田		10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	秋田県
宮崎		11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	宮崎県
沖縄		11.6	10.25	10.26	10.24	10.9	10.9	10.1	10.1	10.3	10.3	沖縄県

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

ランク	年度	(円)													
		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2				
全国		737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)				
Aランク		804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)				
Bランク		725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)				
Cランク		691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)				
Dランク		648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)				

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率(%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

都道府県	年度		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
	1	2										
A	東京		1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00
	神奈川		2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10
	大阪		0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00
	愛知		0.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11
	埼玉		1.20	1.58	2.17	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22
	千葉		0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22
	京都		0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00
	兵庫		0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11
	静岡		0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00
	滋賀		0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23
B	茨城		0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24
	栃木		0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12
	群馬		0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00
	長野		0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
	富山		0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12
	山梨		0.42	0.98	1.80	2.17	2.47	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11
	三重		0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12
	群馬		0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24
	山梨		0.29	0.88	1.74	2.28	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12
	石川		0.15	0.87	1.59	1.99	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12
C	香川		0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24
	徳島		0.29	0.87	1.57	1.97	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12
	宮城		0.15	1.48	1.61	2.01	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12
	福山		0.43	0.86	1.57	2.11	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12
	山口		0.44	0.88	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.22	3.37	0.00
	岐阜		0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12
	福井		0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12
	和歌山		0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12
	北海道		2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00
	新潟		0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.21	3.36	0.12
D	徳島		0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38
	福島		0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25
	大分		0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
	山形		0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38
	愛媛		0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38
	島根		0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25
	鳥取		0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25
	熊本		0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
	長崎		0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38
	高岩		0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25
E	鹿児島		0.16	1.24	1.84	1.95	2.36	3.02	3.07	3.26	3.67	0.38
	鹿児島		0.78	1.08	1.68	1.95	2.51	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38
	佐賀		0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25
	青森		0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38
	秋田		0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.25
	宮崎		0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38
	宮崎		0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25
	沖縄		0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成24～令和3年、全国計）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和3	9,308（※）	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7

（注）各年とも1月～3月の結果である。

（※）令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づき事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を延期した。

業種別法違反の状況（令和3年1月～3月 全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	2,920	269	9.2%	2,608	223	8.6%	312	46	14.7%
01 食料品製造業	943	77	8.2%	934	75	8.0%	9	2	22.2%
02 繊維工業	198	19	9.6%	198	19	9.6%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	287	27	9.4%	287	27	9.4%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	48	5	10.4%	48	5	10.4%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	53	6	11.3%	53	6	11.3%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	86	8	9.3%	86	8	9.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	77	3	3.9%	76	3	3.9%	1	0	0.0%
08 化学工業	168	16	9.5%	167	16	9.6%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	47	4	8.5%	34	2	5.9%	13	2	15.4%
10 鉄鋼業	8	2	25.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%
11 非鉄金属製造業	16	1	6.3%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
12 金属製品製造業	153	6	3.9%	145	5	3.4%	8	1	12.5%
13 一般機械器具製造業	95	14	14.7%	41	7	17.1%	54	7	13.0%
14 電気機械器具製造業	187	32	17.1%	32	4	12.5%	155	28	18.1%
15 輸送用機械等製造業	43	3	7.0%	21	1	4.8%	22	2	9.1%
16 電気・ガス・水道業	4	2	50.0%	4	2	50.0%	0	0	-
17 その他の製造業	507	44	8.7%	471	42	8.9%	36	2	5.6%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	131	10	7.6%	131	10	7.6%	0	0	-
04 運輸交通業	42	7	16.7%	42	7	16.7%	0	0	-
01 鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
02 道路旅客運送業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
03 道路貨物運送業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
1号～5号計	3,097	286	9.2%	2,785	240	8.6%	312	46	14.7%
06 農林業	69	8	11.6%	69	8	11.6%	0	0	-
07 畜産・水産業	18	2	11.1%	18	2	11.1%	0	0	-
08 商業	3,812	287	7.5%	3,778	282	7.5%	34	5	14.7%
01 卸売業	619	38	6.1%	619	38	6.1%	0	0	-
02 小売業	2,585	216	8.4%	2,551	211	8.3%	34	5	14.7%
03 理美容業	561	32	5.7%	561	32	5.7%	0	0	-
04 その他の商業	47	1	2.1%	47	1	2.1%	0	0	-
09 金融・広告業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
10 映画・演劇業	7	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	44	2	4.5%	44	2	4.5%	0	0	-
13 保健衛生業	462	27	5.8%	462	27	5.8%	0	0	-
01 医療保健業	107	7	6.5%	107	7	6.5%	0	0	-
02 社会福祉施設	328	19	5.8%	328	19	5.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	27	1	3.7%	27	1	3.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	1,385	111	8.0%	1,385	111	8.0%	0	0	-
01 旅館業	324	37	11.4%	324	37	11.4%	0	0	-
02 飲食店	973	68	7.0%	973	68	7.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	88	6	6.8%	88	6	6.8%	0	0	-
15 清掃・と畜業	167	8	4.8%	167	8	4.8%	0	0	-
16 官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	214	14	6.5%	214	14	6.5%	0	0	-
01 派遣業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
02 その他の事業	203	14	6.9%	203	14	6.9%	0	0	-
6号～17号計	6,211	465	7.5%	6,177	460	7.4%	34	5	14.7%
合計	9,308	751	8.1%	8,962	700	7.8%	346	51	14.7%

中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会の
検討状況の中間的な取りまとめについて（全員協議会報告）（抄）

（平成12年3月24日中央最低賃金審議会了承）

2 経済情勢等を踏まえた目安の決定のあり方等について

(2) 目安の審議に当たっての賃金改定状況調査の位置づけと基本的な考え方

これまで、目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率を重要な参考資料としてきており、そうしたことを前提に平成7年全協報告においても同調査の必要な見直しが行われたこと等を踏まえると、今後とも、同調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべきである。

他方、経済社会の全体的な状況をみると、これまでの経済社会とは大きく異なり、経済のグローバル化による競争の激化、右肩上がりの経済から低成長経済への移行など構造的な変化が進んでおり、ますます複雑で多様な様相を呈している。上記の凍結事業所割合の増加や賃金上昇率の低下といった事態も、まさにその現れといえよう。

こうしたことから、当該調査結果を重要な参考資料としつつも、これまで以上に、その時々状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められる。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会
論点の中間整理（抄）

平成 27 年 5 月 25 日

2. 議論の経過

(5) 目安審議における参考資料について

- 目安の審議に当たっては、賃金改定状況調査、なかんずく同調査による賃金上昇率（第 4 表）を重要な参考資料としてきた。平成 12 年 3 月の全員協議会報告においては、今後とも、同調査を重要な参考資料とする取扱いを基本とすべきとしつつ、経済のグローバル化による競争の激化、右肩上がりの経済から低成長経済への移行など構造的な変化の影響があらわれていることから、これまで以上に、その時々の状況を的確に把握の上、総合的に勘案して目安を審議し、決定していくことが求められるとしている。
- この点について、賃金改定状況調査が開始された昭和 50 年代は、経済成長下で引き上げられる賃金の状況を把握してきたが、今日の経済や賃金の状況において、適切に実態を把握できているか検討すべきという意見があった。
- また、賃金改定状況調査はこれまでたびたび見直されてきたが、最低賃金近傍の労働者の実態を正確に反映するよう、定期的に見直しを行うべきという意見や、業種の追加や配分、調査対象事業所の規模についても改めて検討を行うべきであるという意見があった。

令和3年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,641 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する事業所	7月以降に賃金改定を実施する事業所			7月以降に賃金改定を実施する事業所	7月以降に賃金改定を実施する事業所			7月以降に賃金改定を実施する事業所	7月以降に賃金改定を実施する事業所								
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7	53.9	9.6	100.0	36.4	0.9	49.4	13.3	100.0	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5	48.0	18.2	100.0	35.0	1.2	47.3	16.5	100.0	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1	50.7	16.1	100.0	43.2	2.4	37.3	17.1	100.0	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0	54.8	18.9	100.0	42.9	0.2	40.4	16.5	100.0	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1
R2年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）							
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所					
			7月以降に賃金改定を実施する事業所	7月以降に賃金改定を実施する事業所			7月以降に賃金改定を実施する事業所	7月以降に賃金改定を実施する事業所			7月以降に賃金改定を実施する事業所	7月以降に賃金改定を実施する事業所								
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0	64.5	13.9	100.0	46.5	1.2	38.3	14.0	100.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4	70.3	5.3	100.0	65.8	1.0	20.8	12.3	100.0	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2	55.3	20.3	100.0	68.2	0.4	24.5	6.8	100.0	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6	52.4	18.6	100.0	74.6	0.0	19.0	6.3	100.0	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1
R2年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービス業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9		0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4	
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	2.6	-19.3	-30.0	-33.2	-4.4	-18.3	-5.5	-23.0		0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6	
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5		0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6	
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0	
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0	
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業, 小売業				学術研究, 専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.6%	2.4%	0.44	1.8%	2.6%	5.0%	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R 2 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業, 飲食サービス業				生活関連サービス業, 娯楽業				医療, 福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0%	1.4%	2.5%	0.54	0.7%	1.5%	5.0%	1.43	1.0%	1.5%	3.3%	0.77	1.1%	2.3%	4.5%	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R 2 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。
 2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）											
	賃金上昇率		賃金額	賃金上昇率		賃金額	賃金上昇率		賃金額	賃金上昇率		賃金額	賃金上昇率		賃金額	賃金上昇率		賃金額	賃金上昇率		賃金額	賃金上昇率		賃金額									
	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月	R2年 6月	R3年 6月									
男	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2	
男	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0	
女	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6	

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	1時間当たり賃金額	R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額	R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額	R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額	R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額	R2年 6月	R3年 6月	1時間当たり賃金額	R2年 6月	R3年 6月															
一 般 パ ー ト	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
一 般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
パ ー ト	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

(円、%)

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2 年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
42.2	43.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和元年度	令和2年度
244.4	242.3

地方最低賃金審議会の令和3年度審議で発生した資料訂正について

1 概要

13の労働局において、令和3年度の最低賃金改正審議のために各地方最低賃金審議会提出した「令和3年最低賃金に関する基礎調査」の集計結果の数値に誤りが認められたため、資料訂正を行った。

2 誤りの内容

- ・ 13労働局において、「月平均賃金額」及び「月一人当たり労働時間数」が約10分の1の値となっていた。
- ・ うち7労働局においては、時間当たり賃金の分布にも誤りがあり、そのうち4局では未満率・影響率に0.1～0.2%の誤りがあった。

3 誤りの原因

「最低賃金に関する基礎調査」の集計用アクセスにバグ等があり、本省から労働局に対して対処法を指示していたが、指示内容が明確でなかったため、一部の労働局において対処法が正しく実施されなかったことにより、誤りが生じたもの。

4 地方最低賃金審議会への報告

令和3年9月17日～10月6日に各労働局の地方最低賃金審議会にて報告・資料訂正を行い、審議結果に直接影響を及ぼすまでのものではないことを確認頂いている。

5 再発防止策

- ・ バグ等を取り除くとともに、労働局の作業手順がよりシンプルなものとなるよう集計用アクセスを改修。この際、改修後のテスト期間を十分に設け、念入りなチェックを実施。
- ・ 労働局への指示等の明確化（5W1Hの明確化、全国会議の活用）。
- ・ 労働局職員向けの集計用アクセス操作研修の実施。
- ・ 労働局において集計を行った際の異常値の有無等の複数職員による確認の実施。